

同
舟



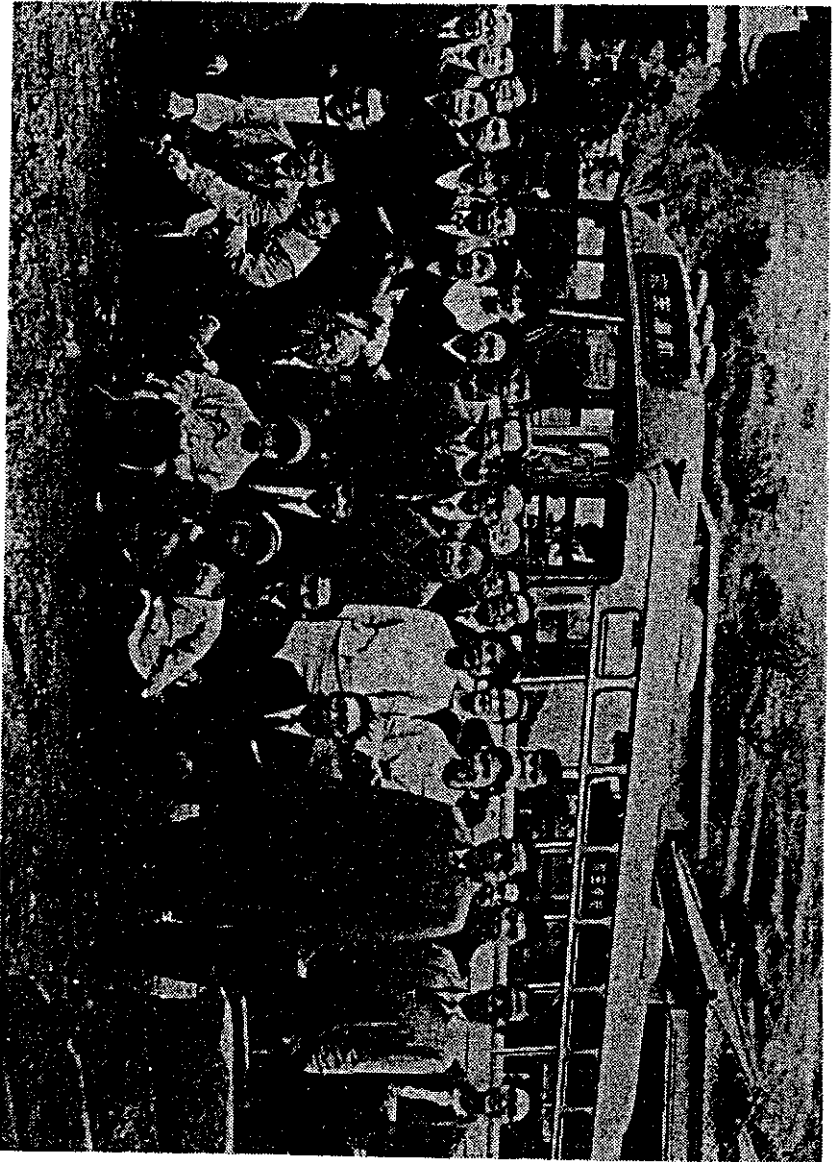
東京都宅地建物取引業協会
府 中 支 部

高野豊次著書 宛

はしがき

組合通信紙・同舟は昭和三十九年四月に創刊号を発行したが、昭和四十年十二月を以て号を重ねること二十三に及んだのでこれを機会に発行した同舟各号の内容を集録して一冊の冊子に取纏めた。尤も此間従来の府中稲城不動産取引業組合は東京都宅地建物取引業協会府中支部に移行する等色々の出来事はあつたが、免に角本書は通信紙同舟を発行して以来一年九ヶ月に亘る府中組合の回顧記録であり他面組合活動の実況書でもある。

(高野豊次)



昭和40年3月24日伊豆蓮台寺温泉懇親旅行記念

一 発 刊 の 言 葉

組合通信紙・同舟を発行することが漸やく四月理事会に於て認められましたので簡単乍らその才一号をお手許にお届け致します。而して斯うした通信紙を持つことが組合員として必要であり決して無駄でないことは万人ひとしく認むるところ、敢へて私がこの編輯を引受けた様な次才であります。尤も傘屋の丁稚で骨を折つてしかられる破目になるかもしれないかもしれませんが唯、一意拙筆をとりたいと思つております。勿論一ヶ月一回の通信で構想も当初のそれより凡そ、へだたりのあるものになりましたが遂次経費の許す限り紙面の増加と内容の充実に力を注ぎたいと考えております。それにしても唯単に理事会の模様等を報道するだけでは何か物足りなく出来れば各組合員が持つ物件の紹介交流にも役立てたいこと、あまり、肩のこらない読み安いものにしたいたい等々構想は幾つかありますがそれは時機を待つより外仕方ありません。そしてこの企てが風の如くきえるよりも永遠の姿を持続するものでありたいことを念じて止みません。尙同舟発行については理事長よりの挨拶原稿を頂いておりますが、これも紙面の都合で遺憾乍ら割愛させて頂きましたことを御了承願いたいと存じます。

昭和三十九年四月廿八日・同舟、才一号を
発刊するに当つて 編輯者 高野しるす

二 ご 挨拶 理事長 山村馬太郎

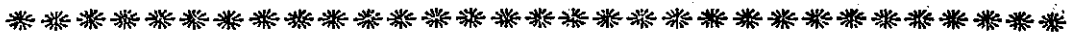
今回当組合の通信紙「同舟」を発行することに相成りましたことは組合員と共に洵に喜びに堪えません。尤も従来こうしたものを発行したい気持は誰もが持つておられたこととは思いますがそれが四月号より漸やく実現出来たことを今後の組合発展の上からも嬉しく存じます。勿論組合紙でありますので組合の総会や理事会の模様、それに連合会よりの情報等を掲載するのが主目的でありましてすべてが組合員を本位とするのが当然であります。唯それだけでは一片の通信紙ともなり味けないものになるやの虞もありますので此の点、紙面の許す限り各位のご意見や色々とうるおいの多いものを掲出することを望んでおります。何卒各位の絶大なる御協力と御鞭撻をお願い申しまして編輯者高野理事と直接ご連絡願いたいと存じます。

実は「同舟」才一号を発行するに当りご挨拶申すべき筈でありましたが紙面の都合でそれが才二号になりましたことをお詫び申し上げ茲に改めて制挨拶致します。

三
 〃~~~~〃
 通信紙を、同舟、
 〃~~~~〃
 と名付けた意味、
 〃~~~~〃
 〃~~~~〃

支那春秋時代に呉と越の国は互いに不和の間柄にあり乍らも両者が同舟せざるを得ない時があつたと聞く所謂呉越同舟である、吾々業者仲間には呉と越の間柄にあるものは一つもないことを確信するに幸い仲よし同志が同舟すれば更らに錦上に花をそへる結果となりお互い商売繁昌疑いなしである。とに角吾々は運命を共にする同舟の人であることを忘れるなく、従つてお互い助け合い仲よくして行くところに同舟と名付けた通信紙の真の意味がある。

(名付は高野)



目次

はしがき……………(高野豊次) 5

一、発刊の言葉……………(高野豊次) 1

二、理事長の挨拶……………(山村馬太郎) 2

三、通信紙を同舟と名付けた意味…………… 3

四、定例及び緊急理事会定時総会その他の会合…………… 4

昭和三十九年四月定例理事会…………… 2

 // 六月定例理事会…………… 3

 // 七月定例理事会…………… 4

 // 八月定例理事会…………… 5

 // 九月定例理事会…………… 6

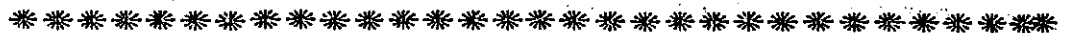
 // 十月定例理事会…………… 7

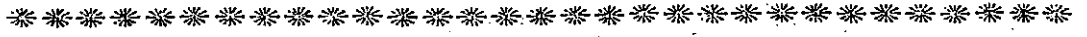
 // 十一月定例理事会…………… 8

 // 十二月定例理事会…………… 10

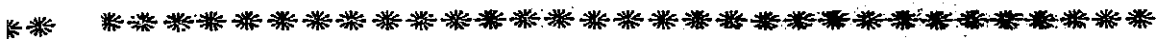
 // 十二月緊急理事会…………… 11

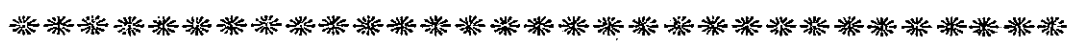
昭和四十年新春定例理事会…………… 12



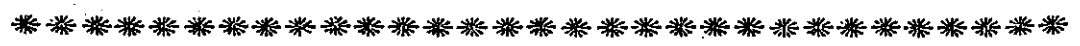


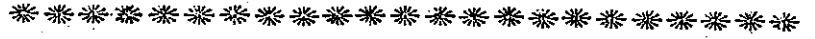
才三回定時総会及び新年会	12
昭和四十年二月定例理事会	13
二月幹旋調書反対蹶起大会	14
三月定例理事会	14
四月定例理事会	15
四月緊急理事会	16
四月業協会創立総会	17
五月定例理事会	18
六月定例理事会	18
六月緊急理事会	19
七月定例理事会	20
八月定例理事会及び各部会々合の 模様報告会	21
九月定例理事会	22
十月定例理事会	24
十一月定例理事会	25
税務説明及び指導会	26



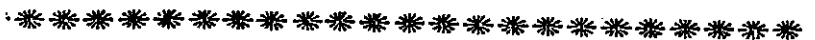


其ノ一	八広不動産	平井進二郎君	31
其ノ二	大國不動産	加藤 嘉重君	31
其ノ三	末広土地	吉田 末吉君	32
其ノ四	山岸不動産	山岸 正治君	32
其ノ五	田中商事	田中 房次君	33
其ノ六	共栄商事	辻 金吾君	34
其ノ七	大丸不動産	長島 春吉君	34
其ノ八	平和不動産	関谷鉄之助君	35
其ノ九	府中不動産	高橋 耕徳君	35
其ノ十	金子商事	金子 重次君	36
其ノ十一	武蔵野商事	小林 昭雄君	37
其ノ十二	守尾商会	榎崎 優君	37
其ノ十三	紀ノ国屋不動産	加藤友三郎君	38
其ノ十四	矢ノ口不動産	五島 徹夫君	38
其ノ十五	たま土地	加藤 武君	39
	兵人と店		29
	昭和四十年十二月定例理事会		26





其ノ十六	……ほていや不動産	……小川一雄君	……
其ノ十七	……えびすや不動産	……結城 等君	……
六文 苑	……	……	……
白川郷	……(一)——(五)	……	……
環 流	……其ノ一——其ノ十二	……	……
一口随想	……其ノ一——其ノ五	……	……
七雄 編	……	……	……
府中市長と理事会懇談	……	……	……
組合より府中市長宛書翰	……	……	……
伊豆蓮台寺懇親旅行記	……	……	……
日光川治温泉懇親旅行記	……	……	……
八、会員名簿(付)支部規定(昭和四十一年一月現在)	……	……	……
			67
			65
			64
			63
			63
			61
			56
			51
			43
			41
			40
			39



四 定例及び緊急理事会

定 時 総 会

その他の会合

自 昭和三十九年四月

至 昭和四十年十二月

文 責

高 野 豊 次

四月定例理事会開催（昭和三十一年）

一、と き 四月廿七日午後六時より

一、ところ ダイワ不動産

一、出席者 小林、榎時、結城、辻、加藤、石黒、高野

山村、各理事

要領次の通り

A 報告事項

(1) 無登録業者撲滅運動に関する件

無登録業者撲滅運動の一環として既に理事会に於て可決済みの新聞折込広告の件は四月中旬を期し各新聞販売店を通じ三万五百枚の折込を実施すみの旨山村理事長より開陳ありこれが反響は未だつまびらかでない。

(2) 業者身分証明書発行の件

店主及び外務社員に対し身分証明書を発行することについては既に三月理事会に於て決定済のものなるも近かく印刷出来次第各組合員の手許にお届けすることになつておる旨山村理事長より報告あり以て

各員の活用を望む。

(3) 組合通信紙発行の件

理事会乃至は連合会の模様その他の諸事情を組合員に通信する組合通信紙、同舟を発行の件は既に先回及び先々回の二回に亘り理事会に附議せられ賛同を得たところであるが何様経費関係から今日までその実現を見るに到らなかつた然し乍ら、たとへ最の規模、一片の通信紙でも先づその実現へと当月の理事会に於てこれが発行を敢行することに決定した従つて当分は単に理事会の模様程度を通信するに止め逐次内容を充実の見込

B 協議事項

(1) 規約改正の件

結城理事より規約改正の提議あり改正すべき具体的事項については次回理事会に於て篤と審議の上、総会に附議すること了解

(2) 懇親旅行の件

本年度の懇親旅行に関し山村理事長より提案あり特に反対者なく話合いの結果は一応次の計画を以て

実施することになった。

期日五月廿日(水)の見込 行先箱根湯本

一泊二日 参加者 店主及び従業員その他

旅費 一人三千円程度各自負担

参加希望取纏め五月五日限り

(註) 各担当理事に於て参加者希望を取纏める予定、多数御参加を望む。

(イ) 新加入者に対し記念品等贈呈の件
規約の入会金を徴収するに對し組合として何等のお返しもなしとする批判あるやに聞き及ぶが組合としての対処如何と山村理事長より発言ありこれに對し各理事共従来そうした事例なきを以て(前例ありと云う風評あるもそれは誤り)一応見送るべしとの意見一致。



定例五月理事会は懇親旅行会その他の都合によりこれを取止めた

六月定例理事会開催(昭和三十九年)

一、とき 六月十三日午後五時半

一、ところ ダイワ不動産

一、出席者 山村、三協、田中、辻、南進、大國、守屋

高野(代平井)、各理事

要領次の通り

A 報告事項

(イ) 立川商工会議所に於ける模擬試験の件

山村理事長より宅建取引員模擬試験に関する情況報告あり、一同これを了承

(ロ) 公取委脱退の件

三多摩連合会は公取委を脱退したる旨山村理事長より報告あり、一同これが事情を了承

(イ) 小金井及び国立の各組合が連合会加入の件

小金井及び国立の各単位組合は今般三多摩連合会へ加入したる旨、山村理事長より報告あり

(ロ) 連合会へ役員選出の件

三多摩連合会への役員選出の件は理事長に於て決定し届出済みの旨山村理事長より了解方開陳あり

(ハ) 会計中間報告の件

当組合の会計に關し加藤理事より中間報告あり
一同了承

B 協議事項

(1) 組合格約改正の件

組合格約改正については、しばしば議題にのぼる所なるも、本理事会に於ても各種改定方希望統出、よつて本件は今後原案を作成の上總會に附議すること
に決定

(ロ) 無尽実施の件

各組合員の金融に資するを目的として当組合に無
尽を作つては如何との出議あり、一同賛成したるも
詳細は実行委員を決め着手することに決定

七月定例理事会開催（昭和三十九年）

一、とき 七月八日午後五時半

二、ところ ダイワ不動産

三、出席者 山村、小林、内山、辻、結城、高野、加藤

各理事

オブザーバーとして中山三多摩連合会長

要領次の通り

A 報告事項

(1) 新潟地震義捐金の件

新潟地震に対する義捐金は希望者をつのりたる結果五千四百円がまとまりたるをもつて直ちに連合会に送金方を委託した旨山村理事長より報告あり

B 協議事項

(1) 連合会業務担当役員選出の件

連合会より各業務担当役員選出方申出あり、よつて本理事会に於て次の者を選出することに決定した。
。企画部長 加藤 武
同副部長 成沢辰雄

同 部員 小池 伝

○ 報道部員 高野豊次 角田 清

○ 業務部員 内山一堯

○ 厚生部員 榎峠 俊

○ 指導部員 結城 等 吉田末吉

○ 調査部員 石黒善彌 吉野亥之太郎

○ 青年部員 加藤友三郎 平井進二郎

(四) 業法改正に依る説明会の件

今般業法改正に伴い各新聞社に於て説明会を開催につき出席するか否かを理事長より諮りたる所、これに対し連合会長より三多摩連合会に於ても説明会を開催予定の旨発言あり

(五) 月掛預金の件

組合員が無尽を実施するの件は検討の結果各種支障あるをもつて内山理事より月掛預金をしては如何との提案あり全員これに賛成した。要領次の通りであるので賛成の方は担当理事に至急に申し込まれた

ス。

○ 毎月の預金額は一人概ね五千円を目標とする。

○ 掛金の三倍を限度として貸付け可能の見込
○ 借入れの場合は二名の保証人(この預金組合の預金者たるを要す)を必要とする。

八月定例理事会開催(昭和三十九年)

一、と き 八月八日午後五時

一、と ころ ダイワ不動産

一、出席者 山村、結城、内山、加藤、榎峠、高野、

長島、田中、辻、小林、各理事、他に連合

会部会より 加藤企画部長

平井青年部員

角田報道部員

要領次の通り

A 報告事項

(一) 三多摩連合会正副会長、常任理事、監事、及び各部長会議の件

山村理事長より委細報告あり、各員これを了承。

(二) 三多摩連合会副会長会議の件

(イ) 山村理事長より詳細報告あり、各員これを了承
連合会青年部会議の件

平井部員より会議の模様詳細報告

(ロ) 立川氏病氣見舞の件

稲城町立川不動産代表立川里吉氏は今般発病につき組合より見舞を贈呈したる旨理事長より報告あり。

B 協議事項

(1) 連合会秋季旅行に関する件

連合会主催の秋季旅行を左記の通り実施するに
り当組合として参加するや否やを各員に諮りたる
ころ異議なく参加に賛成した。

旅行先 熱海八丁園ホテル

期 日 九月八日 一泊二日

旅 費 宿泊費 二五〇〇円各自負担

その他車馬賃は組合負担とする。

催 物 青年部水泳競技

申込み 希望者は八月十八日までに会費を添え

各担当理事に申込む

(2) 登記事務委嘱に関する件

登記事務の手数料は人に依り高低あり、又時間的

にも大差があるので此の際特定司法書士を指定し組

合員の登記事務を委嘱しては如何と田中理事より協

議あり。これに対し各員は趣旨には大賛成なるも委

嘱方法等を検討の上実施に移すことにした。

九月定例理事会開催（昭和三十九年）

一、と き 九月五日午後五時

一、と ころ ダイワ不動産

一、出席者 田中、内山、石黒、榎峠、辻、加藤、小林、

山村、結城、高野、各理事、外に平井青年部員

要領次の通り

A 報告事項

(1) 三多摩連合会部会報告の件

指導厚生及び青年の各部会の模様を結城、榎峠、

理事並びに平井青年部員より報告あり、各員これ

を了承した。

尚これに関し山村理事長よりも報告があつた。

B 協議事項

㌦ 不動産斡旋調書提出に関する件

不動産斡旋調書を所轄税務署へ提出方については既に法令に於て定められたるところなるも本件に就いては憲法違反その他の疑義あるをもつて府中稲城組合としては全員提出を拒否することに可決決定した。

㌧ 登記事務委嘱に関する件

八月理事会に於て可決した登記事務委嘱の件は其の後種々検討の結果従来通り登記は各自、自由にすることに決定した。尚登記法令の改正等多きを以てこの際二三の司法書士に依頼し指導方機会を作るとに内定。

㌨ 調停委員会設置の件

業者間は勿論客との各種トラブルに際し事件が表面化せぬ間に調停をする為当組合に調停委員を置くの出議あり。一同これに賛成した、但し定員は五名程度としこれら委員の任命は山村理事長に一任した。

十月定例理事会開催（昭和三十九年）

一、とき 十月五日午後五時

二、ところ ダイワ不動産

三、出席者 小林、榎峠、加藤、田中、高野、山村、

石黒、結城、辻、各理事

要領次の通り

▲ 報告事項

㌦ 斡旋調書提出の件

山村理事長より不動産斡旋調書提出の件につき三多摩各組合の態度報告あり。これによると町田、調布、日野、西多摩、の各組合は連合会の態度に同調するものの如く、又武蔵野、八王子、立川、府中、

の各組合は絶対提出拒否の態度を固執するものである。当組合としては態度をかえることなく成行きを見極めることにした。旨報告あり

(四) 剣道大会実施の件

連合会厚生部及び青年部では十一月中に剣道大会を実施する由、山村理事長より報告あり

(五) 無登録業者の摘発に関する件

近く連合会調査部は無登録業者の摘発に乗出す旨、山村理事長より報告あり。

(六) 調停委員委嘱に関する件

九月理事会に於て決定した調停委員委嘱の件は山村理事長より次の者に依頼する旨発表あり各員これを了承した。

山村馬太郎、石黒善彌、高野豊次、辻金吾、加藤武

(七) 登記事務説明会の件

九月理事会に出議のあつた登記事務説明会の件は山村理事長より司法書士組合長五味氏に篤と依頼したるも、難色あり仍つて更らにパンフレットを發行方依頼に対しても困難の旨回答あり。種々努力した

るも今のところ良策なき旨報告あり。
B 協議事項

(1) 組合同規約改正の件

かねて各理事より提議のあつた当組合の規約改正については辻、結城理事が担当して草案を作成本理事会に提出あり各員検討したるも何分組合同規約は組合の憲法であり、基本法ともいふべきもので短時間をも以て決定することはおもしろからず、よつて来る十一月定例理事会迄に各員が意見を持ち寄ることとし本理事会に於ては決定を見送つた。尙草案才十条の役員選挙に關し高野理事より意見の申出があつた。

十一月定例理事会開催（昭和二十九年）

一、とき 十一月九日午後四時より

一、ところ 甲府市湯村 富士野屋

一、出席者 山村、辻、榎時、結城、高野、各理事、

外に加藤連合会企画部長

要領次の通り

A 報告事項

(1) 物件幹旋所設立の件

連合会企画部として物件幹旋所を設立の企画ある旨加藤企画部長より説明あり、但し本件は未だ企画の域を脱せず、いづれ今後詳細検討の上改めて協議の運びとなる旨報告あり。

(2) 幹旋調書提出の件

幹旋調書を提出するか否かは、今もつて賛否半ばにして連合会は当分成行きを見守る由、山村理事長より報告あり。

(3) 新年宴会に関する件

連合会厚生部案として、各地区組合の新年宴会に連合会よりも二三の幹部が参加したき模様、従つて当組合の新年宴会は一月十六日頃に願ひ度く申し越しありたる旨、山村理事長より報告あり。

(4) 大運動会実施の件

連合会の計画として明年四月の候、大運動会を開催したき趣、山村理事長より報告あり。

(5) 無登録業者対策に関する件

連合会調査部は目下無登録業者対策に腹心し二二

あるものゝ如く、悪質業者についても摘発する意気盛んにつき若し、かゝる者を発見したる場合は遠慮なく連合会調査部に連絡願ひ度き旨、山村理事長より報告あり。

B 協議事項

(1) 組合同規約改正に関する件

先に辻、結城、兩理事に於て作成した草案につき各理事の意見を求めたるに對し、高野理事より字句の訂正その他に關し意見開陳あり、一同これを了承した。尙本件は總會に附議するの要あるを以て来る昭和四十年一月の定期總會に上程致し度き旨、辻理事より提案あり、一同これまた了解した。

附記

従來の定例理事會は概ね理事長宅で開催したが今十一月分は聊か趣きを変え甲府市湯村に出張會議することゝした。尤も都合上全員が出席出来なかつたことは遺憾であるが、會議は終始談笑裡に進められ、有意義であつた。因みに出張理事會の経費は各出席理事が自弁し組合の経費を使用したものでないので

念為附け加えておきたい。

十二月定例理事会開催（昭和三十九年）

一、とき 十二月五日午後四時より

一、ところ ダイワ不動産

一、出席者 山村、辻、石黒、横峠、高野、内山、結城

各理事

要領次の通り

A 報告事項

(1) 幹旋調書に関する件

連合会は依然幹旋調書を提出するか否か未定の旨

山村理事長より報告あり。

(2) 不動産手帳の件

不動産手帳は組合として百部注文済みでこれは各

店主に一部を無償配布、他は概ね希望者に一部二百

三十円程度で販売の見込の旨山村理事長より報告あり

(3) 新聞広告に関する件

B 協議事項

(1) 新年宴会の件

住宅新報外二社より年賀広告掲出方申越しあり、恒例の通り掲出する旨山村理事長より報告あり。

山村理事長より新年宴会開催の可否に関し各理事に諮りたる所、一同異議なく開催を希望

期日は一月二十日午後三時より定時総会を兼ね料亭大園にて会費二千円、その他招待先等協議

(2) 幹旋調書提出の件

一同協議したるも意見区々にしてまとまらずデリーケートなものあるをもつて連合会の動向に同調することに決定。

(3) 取引業協会に関する件

山村理事長より取引業協会に関する最近の動き等説明あり、協議の結果当組合としては三多摩を支部とする案に賛成し若し同案が容れられざる場合は府中稲城を以て一支部とすることに意見一致。

緊急理事会開催（昭和三十九年）

幹旋調書の提出その他に關し左記の通り緊急理事会を開催した。

記

一、とき 十二月二十六日午後四時より

一、ところ ダイワ不動産

一、出席者 結城、石黒、小林、辻、山村、高野、田中
榎峠、各理事

要領次の通り

A 報告事項

緊急

(1) 幹旋調書提出に關する件

不動産幹旋調書は明年一月末日限り所轄稅務署に提出を要するものなるところ、三多摩連合会としてはこれに対し違憲訴訟を提起することに決定したるを以て当組合員としては一月二十日迄提出を見合し、其の後の処置は組合の指令を待つことに致し、度々旨山村理事長より報告あり。

B 協議事項

(1) 會計担任選出の件

今般加藤會計担任理事は辞任につき後任者を協議の結果、榎峠理事に依頼することとなり、同氏もこれを了承受諾した。

重ねて云ふ／＼本件はあくまでも行動を一にするの要あるを以て一名たりともこれに違背なき様十分協力を望む次才。尙訴訟に要する費用は各人一千円宛の拠出を願ひ見込である。

(2) 業協会支部独立に關する件

三多摩連合を一支部とするか、各地区組合を支部とするかに関し連合会と協議中だったが各種の關係から府中稲城組合は府中支部として独立することに決定した。

(3) 手帳販売の件

店主に対しては無償交付のこととした業者手帳は従業員に対しては一部二百円を以て販売するを以て入用の向は至急担当理事に申込まれたきこと。

新春定例理事会（昭和四〇年）

一月十五日午後四時より新春定例理事会をきむら亭に於て開催した。その要領は次の通りである。

出席者 山村、辻、結城、榎時、高野、小林、石黒、各理事

A 報告事項

(1) 幹旋調書に関する事項

当組合は一月十日に三十五名の委任状と三万五千円の繰出金をとりまとめ連合会对策委員長に提出したが目下の情勢では事態は有利に展開する模様である。但し萬が一税務署より幹旋調書の提出を求められたる場合、違憲訴訟による委任状提出中の為幹旋調書は提出せざる旨申しのべ直ちにこの旨を担当理事又は直接理事長に報告せられんことを望む、若しそうした場合組合として急拠委任弁護士に指示をうけ即刻善処することになつていたので予め了承願ひたす。

(2) 取引業協会発起人並びに幹旋調書対策委員として

次の四氏が委嘱された。

辻、結城、内山、山村、各理事

B 審議事項

来る一月二十日の定時総会に提出を要する当組合の昭和三十九年度決算書及び昭和四十年年度予算案は慎重審議の結果一同異議なく上程書を了承した。

第三回定時総会及び

新年宴会開催（昭和四〇年）

才三回定時総会及び新年宴会を一月二十日午後四時より料亭・大國に於て開催した。

この日小林都議・矢部市長・各新聞社・連合会側より中山会長の来賓あり

要領は次の通りである。

出席者 三十二名

総会式次才

一、開会の辞 結城理事

二、理事長挨拶 山村理事長

三、経過報告 辻理事

一、昭和三十九年度決算報告及び昭和四十年年度予算案

榎峠理事

一、幹旋調書及び業界の動向 中山会長

一、閉会の辞 高野理事

右の次才で山村理事長、議長となり議事進行の結果本年度予算案に關し、平和不動産より若干の質疑あり。担任者より応答の末、決算報告及び予算案は可決承認され、又組合員自身の内部關係につき栗山不動産より質疑があつたが山村理事長これに応答した。

以上を以て才三回定時総会は終了につき、午後五時より来賓を迎へ新年宴会に入る。

来賓の祝辞に相次いで早くも、のど自慢等続出、宴よりやく酣となつたが、音曲等少く若干物足りない感じもした。然し宴は終始和氣霽々裡に午後七時過ぎ散会した。

二月定例理事会（昭和四〇年）

一、とき 二月三日午後四時

一、ところ ダイワ不動産

一、出席者 山村、辻、榎峠、小林、石黒、高野、結城

各理事

要領次の通り

A. 報告事項

(1) 幹旋調書に關する件

二月一日までに提出を要する幹旋調書はひとまず提出を見合はせることとし、来るべき時期到来の場合には提出することに入王子、並びに立川税務署管内の業者は決定したる旨連合会より通報あり、尙幹旋調書未提出の場合個人的若しくは組合的にも処罰はなき模様で組合員は改めて連合会よりの指令を待つことと致し度き旨山村理事長より報告あり。

(2) 業協会発起人選出の件

業協会設立に關し当組合より山村理事長が発起人に選出せられたる趣き山村理事長より報告あり。

(3) 新年宴会経費決算の件

今次の新年宴会経費につき辻理事より発言あり。これが決算を各員了承した。

幹旋調書反対蹶起大会（昭和四〇年）

二月十日午前十時より東連主催に依り日比谷公園に於て正規業者大約三千名が集合（当組合より二十四名参加）幹旋調書反対蹶起大会が催された。

先づ社会党横山代議士の名調子による挨拶に一同は魅了され拍手連発、続いて自民党菊池代議士、田中参議院議員其他二・三諸先生の挨拶あり、石川委員長の宣言を最後に十一時よりデモ行進に入る。日比谷公園より議事堂に至り衆参両議院に請願書を手渡し万才連呼の上、日枝神社に至り有意義に大会を終了した。

三月定例理事会開催（昭和四〇年）

一、と き 三月五日午後四時より

二、ところ ダイワ不動産

三、出席者 山村、辻、高野、小林、結城、楨峠、田中

各理事及び加藤氏

要領次の通り

A 報告事項

(1) 幹旋調書の其の後の模様

幹旋調書に就いては主税局長と会談の結果先方としては二百万円を五百万円とするの案を提出したと云い或は自民党総務会に於ては本法の出直し又は徹廃を要求する等々話は区々であるが組合としては提出を拒否することを再確認し、状況に応じて対処することに変わりが無いので各位は依然組合よりの指令を待つことにせられたい。

(2) 三多摩支部協議会等設立準備委員選任の件

四月一日より発足する業協会の三多摩支部協議会又は支部連合会（いずれも仮称）の設立準備委員は理事長に於て然るべく人選をなす旨報告あり。

(3) 業協会初の大会

東京都内業者を打つて一丸とする業協会初の大会は来る四月二十八日午後一時より四時まで日比谷公会堂に於て施行する。出席者は各組合に割当制とするか、希望者のみの参加となるかは目下未定である。

(1) 業協会支部設立に関する件

来る四月一日より発足する業協会に就ては府中稲城地区は既定通り府中支部として出発するものなるも同支部は現在の組合とその内容性格等は全く同一なるを以て、新に支部発足の手続をとることなく現組合が横切りすることに関し山村理事長より諮問あり各理事の意見としては後段による横切りを可とすることに意見が一致した。

(2) 春季懇親旅行の件

春季懇親旅行会に就き協議の結果次の通り実施することを決定した。

日時 三月二十四日(水)二十五日一泊二日

旅行先 伊豆蓮台寺温泉

出発集合場所 三月二十四日午前八時

大國魂神社(貸切バス)

旅費 一人 三千五百円各自負担

申込 三月十五日迄に旅費を添え担当理事に申

込(店主、従業員、家族可)

実地に赴くはずである。

四月定例理事会開催(昭和四〇年)

一、と き 四月三日午後四時より

一、ところ ダイワ不動産

一、出席者 山村、辻、高野、石黒、田中、内山、加藤

要領次の通り

A 協議及び伝達事項

(1) 幹旋調書提出制度廃止の件

もみにもんだ幹旋調書提出の件は三月二十六日衆議院本会議に於てこれが提出制度廃止が可決決定した。

(2) 三多摩連合廃止に伴ふ連絡会議設立の件

今般業協会設立により従来之三多摩連合会は廃止されこれに代るものとして三多摩連絡会議なる機関が設立された連絡員として、山村、辻、結城の各氏が被命

(イ) 懇親旅行決算に関する件

今回の懇親旅行に關し、辻理事より委細決算報告あり。各員これを了承した。

(ロ) 府中稲城不動産取引業組合廃止に伴ふ東京都宅地建物取引業協会府中支部設立の件

この件に就いては三月理事会に於て協議決定の通り従来の取引業組合を廃止し、新に設立される業協会府中支部にすべてを横切りするの件は今回の懇親旅行に於て更に満場一致の賛同を得たるものなるも尚周知しない組合員もあるやに思われるので来る四月十五日迄に横切りを不服とする者は理事長迄申出ることとし、若し四月十五日迄に何等の申出でなき時は全員賛成のものとして府中支部は成立したものと了解することにした。

(ハ) 業協会入会費の件

四月二十八日迄に業協会入会申込のものに対しては入会費五百円とし、以後の申込は入会費二千円を徴収することに本部より通知があつたので当支部としては四月十二日迄に申込を取纏め本部に提出の予定

につき各員はそれぞれ担当理事宛手続き願いたい。

(ニ) 業協会設立総会の件

四月二十八日午後一時より四時まで日比谷公会堂に於て東京都業協会設立総会が行はれる。当組合からは概ね役員が出席する予定なるも尚希望者はぜひ参加せられたい。

(ホ) 業協会支部規定審議の件

前記(ニ)項に於て説明の通り府中稲城組合は四月三日をもつて業協会府中支部に横切りし、従来の理事長が支部長に副理事長が副支部長に又理事が評議員に任命替へせられたがこの日支部規定案(規約)を上程審議の結果一同これに賛成した。

緊急理事会開催(昭和四〇年)

一、と き 四月十六日午後四時より

一、場 所 ダイワ不動産

一、出席者 山村、小林、田中、結城、榎峠、辻、各理事

要領次の通り

A 協議及び伝達事項

(イ) 代議員選出の件

四月二十八日の業協会設立総会に出席する当支部の代議員を支部長より次の通り任命あり一同これを了解した。

高野、内山、田中、榎峠、結城、石黒、小林、山村、辻、計九名

(ロ) 支部規定に入会金等内規を設けるの件

支部規定に入会金一萬円を徴収する旨を規定することに關し協議の結果一同これを了承尙これが入会金徴収に伴い看板及びバッヂを貸与することと本人及び親子死去の場合に弔慰金を支出することを内規を以て規定することにした。

業協会創立総会開催（昭和四〇年）

四月二十八日午後一時より日比谷公会堂に於て東京都宅地建物取引業協会創立総会が開催された。

当支部よりは山村、辻、高野、田中、結城、内山の各代議員が出席して議事の審議に参加した。

議事次才

- 一、開会の辞
- 二、業協会設立までの経過報告
- 三、議長団選出
- 四、議事
- 才一号議案 定款承認の件
- 才二号議案 初年度事業計画の件
- 才三号議案 初年度予算案の件
- 才四号議案 役員選出の件
- 五、新役員挨拶
- 六、来賓祝辞
- 七、萬才三唱
- 八、閉会

尙議事の途中に於て大田区の入会問題に關し聊か議事の進行をはばみたるものがあつたが議長団の取計らひにより無事午後四時総会を終了東京都宅地建物取引業協会は成立した。

五月定例理事会開催（昭和四〇年）

一、と き 五月九日午後四時より

二、ところ ダイワ不動産

三、出席者 石黒、結城、平井、辻、山村、高野、榎峠

各理事及び加藤監査

要領次の通り

A 協議及び伝達事項

(1) 支部規定及び名簿作成の件

当支部の支部規定（規約）と名簿を一括した印刷物を発行することに関し協議の結果近く発行のことに一同賛成せり。

(2) 支部部門責任者任命の件

当支部部門責任者を支部長より左の通り任命あり各員これを了承

総務部長 辻 金吾

経理部長 榎峠 優

出版報道部長 高野 豊次

指導部長 結城 等

厚生部長 平井進二郎

(1) 三多摩連合会廃止に伴うの件

三多摩連合会は先に報道の通り今回廃止しこれに代る三多摩連絡会議を設立する解散及び創立の会合は来る五月十四日午後一時より立川商工会議所にて行ふ。当支部よりは各理事出席のことに了解を得た。

(2) 不動産台帳一括購入の件

各店に備えつけを要する不動産台帳は組合が一括購入有償配付することに一同了解

六月定例理事会開催（昭和四〇年）

一、と き 六月五日午後四時半より

二、ところ ダイワ不動産

三、出席者 榎峠、辻、高野、小林、石黒、山村、平井

結城、各理事及び加藤監査

要領次の通り

A 協議と伝達事項

(1) 三多摩地区連絡協議会の件

辻理事より規約を読みあげ説明あり一同これを了承した。

(四) 会員名簿配付の件

府中支部会員名簿及び支部規約が印刷出来上りにつき会員に、もれなく配付することに致したき旨、山村支部長より説明あり。

(五) 幹旋手数料表無償配付の件

手数料表は一部五捨円なるも組合経費をもつて支弁につき組合員に無償配付することと致し度き旨支部長より説明あり、尙これが額縁は府中三扇堂に於て一ヶ七百元をもつて販売あり。

(六) 本部各役員任命の件

急拠本部へ報告を必要とする為左記の通り、支部長一存に於て各役員を決定したるにつき事後承認を求め度く開陳あり、一同これを了承した。

本部各役員次の通り

網紀部々員 山岸 正治

無免許対策部々員 角田 清

総務部々員 辻 金吾

企画部々員 加藤 武

経理部々員 横時 優

組織部々員 山村馬太郎

(組織副部長となる見込)

報道部々員 高野 豊次

指導部々員 結城 等

調査部員 吉田 光宏

防犯部々員 内山 一彦

厚生部々員 平井進二郎

緊急理事会開催(昭和四〇年)

一、と き 六月十九日午後四時半より

一、ところ ダイワ不動産

一、出席者 山村、辻、平井、田中、内山、横時、石黒、

各理事

要領次の通り

A 協議及び伝達事項

(1) 各新聞社に暑中見舞廣告の件

各新聞社より暑中見舞広告を掲載方申出あり如何
取計りべきかを山村支部長より発言あり恒例の通り
掲出する事に一同了解

(四) 営業保証金の供託差替の件

金十証券より営業保証金の供託差替につき支部長
に願出あり希望の向は同証券会社に差替要領等を諮
ることに致しては？但しこれはあく迄もブライバシ
イに属するものに付強制せず

(五) 感謝状贈呈の件

府中稲城不動産取引業組合解散に対し同組合に功
勞のありたる者に感謝状を贈呈致し度く山村支部長
より開陳あり一同これを了承

(六) 従業者証明書発行の件

右に關しては別途支部長名を以て各組合員宛に文
書を差出したるを以てこれが通知事項を敲守せられ
たき旨支部長より申出であり一同これを再確認した。

七月定例理事会開催（昭和四〇年）

一、と き 七月十六日午後五時

二、ところ ダイワ不動産

三、出席者 辻、山村、檳峠、結城、高野、長島、内山

田中、平井、各理事及び加藤監査

A 協議及び伝達事項

(1) 三多摩連絡協議会に關する件

山村支部長より連絡協議会の研究会及び支部連絡
持廻り会議等に関し報告あり一同これを了承した。

(2) 本部制定看板に關する件

業協会本部に於て制定した看板は価格四百円にし
て、これは各協会の外部門標として表示を要する
もの近く配付の見込なるも、当支部として配付にさ
いしては有償か無償かは目下検討中の旨、辻理事よ
り説明あり。

(3) 使用人変更に関する件

組合員に於て使用する使用人を新規採用又は解雇、
退職等の場合、必ず支部長経由、東京都知事へ報告

すべきものなるも、従来とかくルーズ勝ちに付今後
厳格に励行せられたき旨、辻理事より説明あり。

(二) 本部各分会の模様に関する件

a 報道部会、高野理事より委細報告あり。特に当
支部の署中見舞を二千円を以て、盛夏号に掲載す
ることにつき了解を求めたるころ、一同これを
了承した。

b 総務部会、辻理事より委細報告あり。

c 厚生部会、平井理事よりその模様報告あり。一
同これを了承した。尙平井理事の報告によれば組
合員及び従業員全体が社会保険に加入すべく準備
中の由にして、弔慰金等も本部として支出する事
を協議したる模様。

八月定例理事会開催（昭和四〇年）

一、とき 八月十日午後五時より

一、ところ 千葉県犬吠岬ホテル、ニュー大新

一、出席者 山村、辻、高野、平井、結城、各理事（石

黒、榎時、小林、内山、田中、各氏欠席）
栗山、山岸、加藤（友）本部各部長

A 協議及び伝達事項

(1) 各分会の模様報告の件

本部々員、山岸、栗山氏らより委細部会の模様報
告あり、一同これを了承した。

(2) 稲城地区理事補充に関する件

今回稲城地区に於て理事の補充選挙を行いたる結
果、矢ノ口不動産、五島徹夫氏が当選、本人もこれ
を受諾した。

(3) 従業者身分証明の件

先に従業者身分証明を各店主に送付済みであるが
未だ写真と同証明を支部へ提出なきもの約八十名あ
り、これは業法才十八条ノ二に基き従業者が業務を
行ふ場合、是非とも携行を要すべきものなるにより、
至急写真と身分証明を辻理事迄提出せられ度い。

(4) 本部制定看板に関する件

近く配付の見込なるも支部としてはこれが経費を

負担し難きにつき各自看板代として四百円を自弁願うことに決定した。

(附) 犬吠岬懇親旅行記

八月十日午後一時新宿駅に集合したる面々は理事会に出席する、山村氏外七名と、外に随伴家族五名、合せて十三名である。

都内を抜け出たジーゼルカーは車輪の音も高く一路稲穂の中を突走ること三時間、然し盛夏を思はせる暑さで楽ではなかつた。

午後四時犬吠岬に新装なつたホテルニュー大新着、直ちに各自指定された部屋に落着く。ホテルの窓より見る雄大なる大太平洋の波頭！流石はしばし涼気満喫更らに附近の景勝を眺めて始めて気分は最良となつた。一風呂浴びたのち理事会を開催(別掲)のち晚餐に入る唯今回の理事会は少人数の為、全く家庭的になりたるも歌も出て盛会であつた。翌十一日は釣天狗と鹿島香取詣での二組に別れ午前中を過したが午後一時銚子発一同無事帰着した。

九月定例理事会開催(昭和四〇年)

一、とき 九月十一日午後四時半より

二、ところ ダイワ不動産

三、出席者 内山、辻、平井、結城、山村、高野、榎峠

石黒、各理事 加藤監査及び山岸

角田本部員

A 協議及び連絡事項

(イ) 業協会名簿作成について

業協会では今次会員名簿を作成するが、これが費用を広告掲載料に依り、充当する計画を以て当支部にも広告掲載方を求められたるも理事会に於て審議の結果は即答をさけ考慮に入れおくことにした。勿論会員には無料をもつて名簿を配付の筈である。

(ロ) 土地建物売買依頼書について

本部に於て作成した土地建物売買依頼書を支部に一括購入方申出であり。当支部としては大約五十部宛購入予定につき入用者は当支部へ申込まれたい。

(ハ) 無免許者実態調査について

本部より無免許者の実態調査を申越しあるも当支部としては今後の課題として考慮することとした。

(二) 会員章について

協会員バッヂ（但し店主だけ）は九月末配付の予定にして、価格四百円なるも支部負担とし無償配付のこととした。

(三) 報酬率改定に関する実態調査について本部よりの意見を通報しきたりたるも本件は角田部員が主査となり処理することとした。

(四) 未加入者名簿提出について

協会に未加入の者を調査し来る九月二十日迄に本部に報告することとした。

但し調査担当者は地区担当理事とする。

(五) 免許申請に支部長の印を押捺することについて

本年十月一日以降の業者免許申請には必ず当該支部長の認印を必要とすることに東京都に於てその取扱を決定した。勿論支部長の認印なきものは受付を拒否せられる趣にして当支部としては認印する場合一心理事会に附議する建前をとることとした。

(六) 出張部会経費について

本部々会を出張して開催する場合、当支部より出張する部員の旅費を支部が負担するか否かについて審議の結果、経費の多寡にかかわらず一人一回千円を支部が負担することに決定した。

(七) 山岸網紀委員よりの開述

九月分部会は倫理規定、網紀委員規定及び表彰規定等を審議したる旨報告あり。

(八) 感謝状の交付

府中稲城不動産取引業組合は去る三月解散したるも解散時に於ける左記役員及び顧問等に対し理事長名を以て感謝状を交付した。

山村馬太郎	小林	定吉	石黒	善彌	
辻	金吾	内山	一彦	高野	豊次
榎崎	優	結城	等	田中	房次
石坂	義雄	加藤	嘉重	加藤政五郎	
守屋	信厚	小林茂一郎			

(九) 秋季懇親旅行会についての予告

秋季懇親旅行会を左記により開催予定につき店主

は勿論、従業員及び家族は多数参加せられたい。

期日 十月十五日乃至二十日の間に於て実施の見

込

会費 一人三千五百円各自負担

行先 日光―川治温泉一泊二日

十月定例理事開催（昭和四〇年）

一、と き 十月二日午後四時半より

一、と ころ ダイワ不動産

一、出席者 榎峠、辻、小林、結城、石黒、内山、平井

山村、高野、各理事及び加藤監査

要領次の通り

A 協議及び伝達事項

(イ) 秋季懇親旅行について

本紙九月号をもつて予告した秋季懇親旅行は辻、

平井、両理事が実地下見の結果、左記の通り実施す

ることとなつたので店主は勿論、従業員家族等、多

数参加を希望する。

〇と き 十月十九日―二十日

〇行 先 日光より川治温泉

〇会 費 一人参千五百円

〇発着時刻その他詳細

十月十九日朝八時大國魂神社集合、直ちにカクタ

ス観光バスにて発車、日光見物―中禅寺湖―途中紅

葉觀賞午後四時半―川治温泉着

旅 館 東山閣（泊）―宴会―余興

十月二十日午前十一時川治発―五十里湖―大谷觀

音―午後五時半―府中帰着

〇申込み十月八日までに平井担当理事又は直接支部

へ

(ロ) 秋季懇親旅行招待者について

今次実施する懇親旅行に招待する者を協議の結果、

小林、守屋、各顧問、及び住宅各新聞社等にそれぞ

れ案内状を発することとした。

(ハ) 税務説明会について

府中と調布の支部が共同で税務説明会を開催する

こととなつたので奮つて参加を希望する

期 日 十月二十二日(金) 午後二時より

場 所 八千代信用金庫府中支店二階

説明者 武蔵府中税務署担当官

(一) 業者の実態調査について

明年二月頃、東京都及び業協会本部は当支部員の実態調査をする筈でこれは要するに業法に定められた各事項が実際に行なわれておるかどうかを調査するもので、いずれ具体化の上は事前に通報することとならん。

十一月定例理事会開催(昭和四〇年)

一、と き 十一月六日午後四時より

二、ところ ダイワ不動産

出席者 山村、辻、平井、石黒、結城、五島、内山
高野、榎峠、各理事及び加藤監査

要領次の通り

A 協議及び伝達事項

(1) 秋季懇親旅行会の決算について

平井理事より各目に亘り詳細報告あり一回これを了承した。但し剰余金一万二千五百円を生じたるをもつて如何にすべきかを協議の結果これは次回の旅行費に充当のこととし、別途積立預金することとした。

(2) 本部制定業務手帳について

協会本部に於て制定した業務手帳は一冊二百円につき希望者は十一月十日までに支部に申込まれたい。

(3) 店内掲示ポスター等について

各店内に掲示するポスター等無料配付につき有効に掲示せられ度い。

(4) 十月分本部々会模様について

a 指導部会

結城指導部員より部会の模様詳細報告あり特に今後抜打的に各店舗に指導員が出張して業法に定められた事項に関し指導ある由につき各店主はこれに対し違洩なき様万全の措置を希望する。

b 総務部会

辻総務部員より免許申請その他本部移転等に関

し、委細報告あり。

税務説明及び指導会開催（昭和四〇年）

調布支部と当支部との共同主催である。税務説明及び指導会は十月二十二日午後二時より、八千代信用金庫府中支店二階会議室に於て開催した。

参集する者二十五名、府中税務署よりは法人課長外数人がみえ熱心に説明指導あり一同も質疑などして、実に有益であつた。

十二月定例理事会開催（昭和四〇年）

一、とき 十二月六日午後四時より

二、ところ ダイワ不動産

三、出席者 山村、結城、辻、内山、横峰、平井、五島

長島、栗山の諸氏

要領次の通り

A 協議又は伝達事項

(1) 三多摩連絡協議会忘年会について

当支部より二・三名出席の要あるも期日未定

(2) 本部厚生部の保険組合設立について

先に用紙配付済みの右基礎調査書を十二月十日迄に提出を要するにつき期限を厳守せられ度い

(3) 取引業者票について

本部製作にかゝる取引業者票十四枚割当てあり一枚五百円につき希望者は支部へ申込まれたし。

(4) 名刺印刷引受けについて

表面に協会マークを金文字で刻み、裏面に協会の性格等を印刷したるもの紙・印刷費共百枚三八〇円で希望者は支部に申込まれたし。

(5) 無免許営業者調査報告について

右用紙を本部より交付されたので各会員で心当りののむきは支部長宛報告願いたい。

(6) 虚礼廃止について

業協会員は年末年始の虚礼を廃止する（年賀状を含む）ことに決定した。

(7) 協会本部移転

業協会本部は今般 新宿西口オ一富士ビル（緑屋
のならば）に移転した。

尙昭和四十一年二月よりは同所において相談部を
開設の予定である。

(イ) 各種用紙について

免許申請用紙は支部に備付けてあるので入用者は
申込ませたい。一部六十円

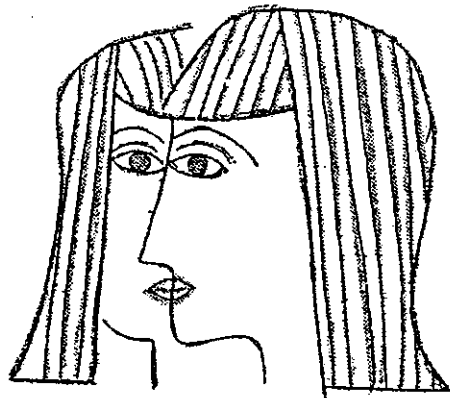
又契約書等 用紙も遂次本部で作成、支部で販売
の予定である。

(ロ) 業協会会員名簿について

近く各員にもれなく配付の予定

(ハ) 業者実態調査について

これについてはしばしば通報するところなるも当
支部は明年早々、実施の見込につき各員遺漏なきを
期せられたい。



五
人
と
店
（掲載順）

筆者
高
野
豊
次

其ノ一 (平井進二郎君)

京王線分倍河原駅より旧甲州街道に出て大踏切を渡るとすぐ右側に八広不動産がある。店主平井進二郎君は昭和五年渋谷の生れ当年とつて三十四才、他に三人の使用人がいる。

さてこの店で一番感心することはいつも綺麗でよく整頓していることである。即ち店の整頓は彼自身の性格が反映してあるものとは考えられるがこの業者として最も必要とする几帳面さがハッキリと表はれている。彼は明治大学出身、いつもきちんとした服装で寸分のすきもない。勿論仕事上でも折目切目が判然とし齡に似合はぬ、しんの強さがある。

店歴は僅か一年だがこの店を持つ以前に既に大國不動産の支店長をしており業者としての経験は十分、特にその商法は所謂大國仕込で実にうまく余りお世辞を云はぬところに彼の信条があるのかも知れない。今後大いに活躍を期待する一人である、おれに金を持たしたら、など口走るところを見ると内心大膽にも似た志があるのかも

其ノ二 (加藤嘉重君)

府中の古事を尋ねればいろいろとあるが、なかでも樺並木と大國魂神社がその古事中の古事である。株式会社大國不動産は恰もそれに因むが如く店は樺並木に、店名は大國であるので、色々の意味に於て地の利を得たものといわざるをえない。社長加藤嘉重君は品川区小山町の生れ本年三十五才の働き盛りでいつも不思議に笑顔の持主である。

店員は六名だが所謂大國システムにより人の対応は物やわらかく決して人をそらさぬよさがある。そしていかなる来客にせよ全員笑顔を忘れぬところに店の繁栄があるのかもしれない。彼は帝京商業卒業後法政大学政治経済科に学んだというから多分大政治家にでもなる野望があつたかもしれないが中途志を変え日本不動産学校を卒業、この業界に入った。従つて業者としては将しく十年選手である。尤もこの十年間に大國の流れをくんで店を開いた者が、八広、あり、えびすや、あり、調布土地、

ありて更らに實際の兄弟会社としては紀の国屋不動産がある、これらは何れも大國出身者であり今日大いに活躍している一員でもあるので彼にとつては洵に心強いものがある。

氏は八十キロの巨軀で剣道五段というから夜道には決してこわくないとしても珠算二級は体に似合はぬ器用さである。ムシ風呂で万病を治癒するのが趣味、家庭は夫人のほか三男二女の大家族である。もつて自重自愛を望む。

其ノ三 (吉田末吉君)

有限会社末広土地は稲城町にあり、代表取締役は吉田末吉君である。同君は秋田県男鹿の産、昭和五年生れというから本年三十四才である。

上京して新宿工学院を卒業したので真のエンジニアであるが、根が商売好きの爲いつしかこの業界に足をふみ入れた。

当初は都内蒲田に於て営業しておつたが、後、稲城に進出、今日の財をなした。才一回の宅建取引主任者の試

験に合格、それ以前にも営業をしておつたので業務に対する経験は十分、特に事務の迅速処理と薄利多売をモットーとし、更にすべてをガラス張りにするとともに彼独特の行き方がある。尤も氏は不動産業の収入に対する浮動性に鑑み、夙に美容室を併設、これを夫人に一任し収入の確立を図りつゝあるが、夫人も又宅建取引主任者の合格者である上に運転免許も所持しておるので、更に美容師の資格を持つに至つてはその構へは將に二段、三段の論法と言ひを得べく、いやはや羨望の至りである。

一方京王線南平に支店があるが、店員はすべて一族郎党より採用の爲万事が好都合である。家族は夫人のほか一男一女、もつて自重自愛を望む。

其ノ四 (山岸正治君)

人が最低の地位や最低の生活に陥つた場合、所謂立ち上る気力が必要であるということを力説する山岸不動産代表山岸正治君は、長野県北信の産、専修大学を出て直ちに北支に渡り、華北交通に就職した。尤も華北交通と言つても教育方面に席をおいたので、全くの気楽な大陸

生活に何不自由なく然も将来を約束せられた楽園であつた。

然るに突如訪れた敗戦という憂目に、どうすることも叶はず一族は裸一貫帰国し全く途方に暮れる日が多かつた。偶々シロップ卸を思付き渋谷で開業の結果は折よく終戦のゴタゴタに乗じて若干の業績を上げたものゝ、これに倦き足らず今度は生菓子の会社に出したのが損失の始りで同会社が閉鎖後は一日として樂な日はなく、職安行きは勿論あらゆる職種にも就いたが要するに貧すれば鈍するの例に、最低の生活を得る為には職種のよし悪しなど選ふいとまがなかつたものといえよう。

然し自分は必ず立ち上るといふ意志に燃えており、旁々友人よりも不動産業をやつて見てはどうかとの勧めもあつたので昭和三十四年の取引員主任者試験に応募し合格を得たので直ちにこの業界に転身、府中美好町一の三四に開店した。従つて根つからの商売人でないため時には損をしたことも一再ではないが常に信義と誠実を胸中に自転車一輛を足として東奔西走今日の財をなした。今では銀行方面の信用も絶大で得意先も増大したが決

してこれにおごることなく地味をモットーとして着実に経営している。家庭には夫人のほか一女がある。以て自重自愛を望む

其ノ五 (田中房次君)

当組合員の地盤は概ね京王線又は南武沿線であるのに対し、中央線国分寺、小金井方面を地盤とする、田中商事不動産部がある。

代表者田中房次君は都下八王子の産、明治大学を卒業後、西多摩地方事務所に入職、のち北多摩地方事務所を経て本庁経済局に転じ、漸く役人としての地歩を固むるに至つた。

然し乍ら同氏の性格上どうしてもかかる生活にあき足ることなく遂に昭和三十年二月には同庁を退職してこの業界に転入した。

尤も開店当時は折よく宅地ブームの波に乗る一面、機を見るに敏にして、所謂先見の明と持前の度胸により分譲等も実施の結果は業績大いに挙り、今日の地位を勝ち得た。

現在は国分寺町一里塚に本店を、八王子、昭島に各支店を設置して総員十二名のほか、外務員駐在制により円滑に業務を遂行しつつある。

今後は幼稚園、スーパーマーケット等多角的な経営も計画中であるので大いに発展を期待するものゝ一人である。岡氏は大正十三年生れ、本年四十才、家庭には夫人のほか二男一女がある。以て自重自愛を望む。

其ノ六 (辻 金吾君)

温厚実直の権化ともいふ人に辻金吾氏がいる。

氏は佐賀県鹿島市の産、地元中学校を卒業後立正大学に学んだ。ところで僧侶になるのがいやで満洲に渡り大で学んだ支那語をもとで日本軍や華北交通の通訳をつとめた。

終戦引揚後は一時魚屋を始めたがおもしろからず、上京して土建会社に勤務した。たまたま人のすゝめもあり昭和三十三年にダイワ不動産に入社、こゝに於て山村社長より約一年に亘り実務の伝修をうけた後昭和三十四年七月、東府中駅前に共栄商事を独立した。

氏の世話好きは誰知らぬものはないが特に組合の総務的庶務的な仕事には得意さがあり熱心さがある。

その一例として這般の連合会旅行に出発の間際に至つて参加を申出で特急券を頼む人があり、それを無理とは承知しながらも新宿まで出向いていろいろと交渉の末とうとうこれ入手したその功績は氏でなければやれない芸当であり実に感歎に値する。

斯くした温厚と実直それに生来の世話好きが自然と無形の資本となり本来の業務も日に日に上昇し一人の顧客は二人を、二人の顧客は更らに四人をと鼠算式に得意がふえ従つて商売は益々繁昌しつつある。

願はくは自重自愛の上高く評価される君、生来のこのよさを忘れることなく益々努力精進せられんことを、望んで止まらぬ。

其ノ七 (長島 春吉君)

稲城長沼駅前の地の利を得た所に大丸不動産がある。代表者は石黒善彌氏であるが同氏は常に建築方面に忙殺されおる為事実上の大丸不動産代表は長島春吉君である。

長島君は明治四十四年川崎大師に産れ当年五十四才、川崎工科学校電機科を卒業後いすゞディーゼル検査課に勤めたが、のち応召し満州牡丹江等に転戦した。終戦後は例によりシベリヤで抑留生活をしたのち、北海道に渡り、郵便局に奉職、郵政事務官をつとめた経験もある。

昭和三十五年石黒氏の要請に応じ大丸不動産に就職したが氏のよさを一言にしていふならば温厚実直、しかも不動産屋らしきくさみが無いことで流石は石黒氏の目に叶い、業務一切を委ねられる実力者である。特に石黒氏は当組合の副理事長として組合関係の仕事が多いが、すべてこれを代行し、何等不足らしき顔一つ見せることなく宮々としてかけて努力するその様は長島氏ならではのぬき当であり向氏の人となりか物を言っている。不動産業務も既に五年に垂々とし相当な経験者であるので自重自愛今後の健斗を望む次才。

其ノ八 (関谷鉄之助君)

平和不動産の関谷鉄之助君を訪ねるべく車を走らせた。稲城より右折し坂浜街道に向ふ。途中平和不動産の看板

をみつけ漸くその人と会ふ。

店は街道筋より若干入りくんだ所でどうしてこういふ所に店を出したのか聊か疑問に思はれたが、その実、訪れる者はひやかしかし半分は殆んどなくすばり当てまじりの客許りだといふ。真の孤城で坂浜唯一の業者であり思ふ存分に活躍出来たのが今日の繁栄をもたらした理由かもしれない。

氏は明治三十三年埼玉県生れといふから本年六十四才であるがその顔色といふ行動といふ全く青年を凌ぐものがあり常に、青年不良化防止に努力する一方、自己業務に就いては正常取引を標榜する信念の人である。この業務を始めたのが昭和二十三年であるから職歴は將に二十年であり更に昭和三十八年十二月には日本不動産学校を優秀な成績を以て卒業しているので鬼に金棒今後の活躍を更らに期待して止まない、以て自重自愛を祈る。

其ノ九 (高橋耕徳君)

筆者が府中で土地を求むべく当時三協不動産を訪れたことがあるが、その時会つたのが現在の府中不動産を経

営している高橋耕徳さんその人である。

幾箇所か現地を見せて貰つたが不幸氣に入るものがなく契約までにはゆかなかつたが炎暑遠隔の地を然も徒歩でよくもあれこれと案内してくれたその心情に対し深甚の謝意を表したものである。

その後府中で私が落着き然も同志同業の仲となるに及んで尙更彼の氣高き心情をしのぶ様になつた。

君は岩手県花巻の産、明治三十一年生れといふから本年六十七才であるが今以てかくしやくたるものがあり、酒とパチンコさえあれば日々是好日のものである。

その昔地元の農学校を卒業後、親の許さぬ札幌師範の二部に遊学した。そして昭和八年には学校の先生とは凡そ縁遠い三菱鉱業に就職し亦、戦争末期即ち昭和十九年には長野県下に於て油工場を經營したこともある。

昭和三十年宅地建物取引主任者試験に合格しこの道に入つたが爾来今日まで十年、現在は京王線府中駅前に店舗あり仕事は夫人と二人きりで全く地についた格好である。根が温厚で実直の爲親しまれること親の如く集ふ者もまた肉親と同様で、店は益々明朗にして繁昌を呈して

いる。以て老夫妻の今後の自愛と健斗を望んで止まない。

其ノ十 (金子重次君)

不動産業の業態を大別すると手数料のみにより經營する者と、買取りと手数料を併行するもの、又買取販売専門の三つがある。その内、最も理想とするものは買取販売かもしれないがこれには大資本を必要とし、到底望むべくもなく、吾々階級としては買取りと手数料を併行する業態が一番望ましいところである。

ところで府中市幸町にある金子商事は將に吾々が羨望する業態そのもので、店主金子重次君が一人で悠々氣樂に商売を続けている。

氏は東京中野の産で本年三十八才、日大工業電気科を卒業後二十年の長きに亘り中野で電気商を經營しておつたが仕事が仕事だけあつて陽の目をみる機会が少く、従つて健康もすぐれぬ勝ちで到々昭和三十六年不動産業に切換えた。そして急ぐことなく徐々に建売やら買取りをやるうちに、いつとはなく大きな基礎を築きあげた様である。

氏の最も良いところは事業に対し絶体無理をしないところが唯一の信条らしくこれが今日の成功を遂げた所以かもしれない。

知る人ぞ知る民謡の大家で宴酣となれば必ず十八番を出さねばおかぬ特殊芸があり趣味としては庭園、植木、花卉の類だという。

家庭には夫人のほか二男一女あり、以て自重自愛を望む。

其ノ十一 (小林昭雄君)

京王線中河原駅前に武蔵野商事がある。
新築で美装した気持ちのよい店舗である。

店主小林昭雄君は本年三十三才、先づ商売はこれからというところ、君は九州天草の産、所謂天草の灘を明け暮れたがめて成長しただけあつて、大志押え難く地元中学校を卒業後上京していろいろと活躍した。紀の国屋商事に就職したのが不動産業の縁となりこの道に入った。そして取引主任者試験は昭和三十七年度の合格である。根が正直でお世辞を知らぬ人乍ら、度胸があり従順で

人より信用をうける魅力的なものを持ち合す福德の仁である。従つて昨年度の如き或る人から見込まれ開業以来の業績をあげ笑いがとまらなかつたという快事がある。

最近では店員は兄弟をもつてこれにあて、又郷里より夫人を迎え、新婚の夢さめやらず、一方熱帯魚などを飼育して家庭的にも落ち着いた商売をつづけている。一度あれば二度あるたとえに更に更なる業績をあげる日のくるを期待し自重自愛を望む。

其ノ十二 (榎峠 優君)

府中の業者間で一番地の利を得ておる店舗といえは京王線府中駅前の守屋商会がその一つである。

仮に貸家貸間だけでも優に他社の常時収入をオーヴアップするといふから羨望の至りだ。
経営者榎峠優君は大正十一年広島県の産、実に言行一致致の人で特に責任感が強く仕事となると儲かる儲からないは別として、二宮金次郎にも似た努力精進家である。高幡に支店があり本店は正子夫人が殆んど一人で切廻している。

ご本人の趣味は多種多様であるが囲碁も亦その一つに数えられ、相当の実力あり、加藤武君とは又とない好敵手の様である。

家庭には二女あり時折り家族打揃つてうまいものを食いに歩くあたり家庭サーピスも満点にして和気あいあい実に美しい限りである。

今後の努力と自重自愛を望んで止まない。

其ノ十三 (加藤友三郎君)

府中市役所の隣りに紀の国屋不動産株式会社がある。

社長は加藤友三郎君、昭和七年生れといふから本年三十三才将に青年社長である。

府中農業高校出身、取引主任者試験は昭和三十八年の合格である。

根が温厚なところへ所謂、大國、仕込みのベテランであり、良く十人好きする人柄である。

殊に人の統卒力があり、頭の低いのが特徴でこれが又商売繁昌の基となつておるのかもしれない。

本店は従業者七名、外に京王府中駅前支店(父政五

郎氏采配)があり五人の従業者を擁しておるので府中の仲間では大業者の一人である。今後の発展を期待して止まない。

尙家庭は円満にして一男あり、以て自重自愛を望む。

其ノ十四 (五島徹夫君)

南武線矢の口駅前に矢の口不動産がある。

店主は、五島徹夫君で神奈川県管の産、本年六十一才である。農家出身乍ら不動産業が好きで農事かたわらの業を手がけたのが始り、昭和二十八年に現在のところへ開店した。尤も開店当時の稲城地方は当店より外に業者はなく、為に組合は調布組合に入れてもらったという逸話もあり、現況からすれば実に今昔の感にたえない。店員としては四男昭君が父君のよき助手として活躍しつつあり、新進気鋭の若人である。

尙同店は現在の地に長いだけあつて地元の信用と衆望が厚く、堅実に業務を遂行しつつあるを以て更に今後の発展を期待して止まない。自重自愛を望む。

其ノ十五 (加藤 武君)

府中警察署前に一見洋風の建物がある即ちたま土地本店である。店主は加藤武君で外に厚木に支店があり従業員は五名である。

終戦後東京滝ノ川で不動産業を手がけたのが始まりでその後転々としたが七年前に京王線中河原駅前に店を持ち現在の処へはごく最近に移転した。

ところで中河原での七年が彼の最も好況時代で現在の財はすべてこゝで築きあげたという。

竹を割つた様な性格でよく是非を区分しお世辞こそいわないが商売は十年選手である。

特に銀行方面の信用が絶大であり従つてこれという仕事に対しては決断力が強い為いつもよい結果をもたらしている。

支店と本店に半々の勤務だが、厚木へ行っている間は、夫人が本店を采配している。

家庭には四女あり、趣味は囲碁である。

今後の発展を期待するとともに自重自愛を望んで止ま

ない(千葉県茂原の産、本年四十二才)

其ノ十六 (小川 一雄君)

府中市役所前にほていや不動産がある。

店主、小川一雄君は由木越野の産、本年四十七才である。旧陸軍の衛生準尉で所謂 職業軍人であるが昭和三十五年、取引主任者資格試験に合格、同三十七年七月に不動産業の登録をうけた。

然しそれ以前にも不動産業を手がけておつたので通算すると七年以上ともなり、業務に対してはベテランである。特に温厚であり所謂 軍人上りの為、お世辞はないがすべてに几帳面で従つて顧客も増加する一方である。

店は夫人と二人きり、華やかなところははないが商売は実に堅実である。自らほていに似ているといふのでほていやの屋号をつけたという。

家庭には子供はなく淋しいが反面、晩酌を好み、又小鳥など飼つて生活は実に悠々自適である。

今後の努力と自重自愛を望んで止まない。

其ノ十七 (結城 等君)

京王線府中駅大踏切り近くに株式会社えびすや不動産がある。

社長は結城等君で本年五十九才京都の生れだが幼少の頃北海道に渡り、中学は札幌、高専は官立蔵前工の精密機械科である。

而して修学後一時小学校教員などしたことがあるが富士電機に就職、ついで東京航機に転職した同社では課長、工場長などを経て、取締役に進進、大いに将来を囑望された。

然るにたまたま工員募集の為、広島市に出張の折あの名状しがたい原爆に遭遇し、思いがけない負傷をした。終戦後は香港電子会社の技術部長として迎えられ、再起を期したが、再び原爆の病のおかすところとなり帰国を余義なくされた。

尤も悪い時には悪いこと続きで帰国してみると先に入手した、千葉の土地が悪徳不動産屋の為に減茶苦茶にされておるのを嘆き、一念起つて日本不動産学校に学び、

昭和三十七年より斯業の信義明朗を目ざして業界に精進することになった。

技術屋のせいか、至つて無口だが度胸と信念の人で、昨年練馬に出張所を置いてからは特に、練馬人に信用を獲得、多数の斡旋を委ねられ、現在にはむしろ本店を凌駕する収入源をつくつてゐる。

店員は五名、家庭は夫人のみで子供はない、尙、同君は府中市に於ける原爆被害者の府中会長をつとめおり、特に最近では被爆者の援護の趣旨から一円運動を展開しておるので大方諸彦の心ある協力を願つて止まない。以て切なる自重自愛を望む。



六
文
苑

白川郷 (一) 一 (五)

環流 其ノ一 一 其ノ十二

一口随想 其ノ一 一 其ノ五

筆者 高野 豊次

白川郷 (一)

北陸は俱利伽羅峠の戦いで一敗血にまみれた平家一門は山を越え谷を渡りそしてあてもなく道なき山野を跋涉して漸やく辿りついたのが奥飛驒！もうこのあたりまで逃げ伸びれば大丈夫と家を建て山畑を開いて安住の地としたのがあの平家の落人で有名な白川郷である。

今白川郷を地理的に見ると福井、石川、富山の県境を走る白山山系を境として南に展開する全くの山又山で岐阜県の最奥部、あの飛驒の「たくみ」で有名な飛驒高山より更に十五里もへだてた秘境の地である。

筆者は今を去る三十年の昔、この地に住すること三年、あらゆる事物を体験し、そして見聞を深めた者の一人であるのでその秘境の一端を茲に紹介して見たい。御一読を賜はればこの上もない幸である。

さて奥飛驒の大家族制と言へば合掌建を、合掌建と云えば必ず秘境を連想する白川郷であるが一体大家族制というものがどうしてこの山岳地帯に出来上つたのかこれを先づ解明することにする。

勿論文化の進んだ今日では、こうした家族制はいつとはなく火の消える様にして皆無とはなつたがそれでも明治の末期までは完全に実行してきた因襲で、一戸の家に四十人五十人も同血族がビルディングの様なあゝの五階建の合掌作りの家の中で同居したと伝えられ筆者が在住した昭和の始めですら尙三十余人の同族が一棟の下に同居し且つ生活しておつたのであるからその様想たるや将に壯観でもあり神秘奇感でもあつた。

そこで大家族制の組織と言つた様なものについて若干ふれてみることにする即ち男系の男子である長男は家長と称して唯、独り妻帯が許され一族を統率するが家長の姉妹兄弟は勿論家長の伯父伯母その他一連の血族更には生れ来るものゝすべてが単なる家族の一員でこれらの者はすべて嫁にも婿にも行くことなく又分家も許されずして終生家長に追従隷属して食う文に生涯を終る大きなおきてがあつたからである。

尤もこうした非人道的なことが何の不服もなく公然と行われるに至つた真因は色々であろうが要するに限られた僅かな田畑を基礎として家族一人一人に嫁だ婿だ分家だと分

離されては主家そのものの財産が分散し共倒れとなる虞れがあるのとうかうか各自が思うままに都へ鄙へと出奔すれば敵である源氏方に殺害せらるる虞から止むを得ずとつた同族防衛策に外ならない。従つてここに生れた一族は生れ乍らの運命をどうすることもなく唯因果の一語によつて淋しくも悲しい諦めの生活を送るより他に途がなかつたものとも言えよう。

然し乍ら如何に因果とは言え人間衣食住のみでは決して満足出来るものでなく年頃ともなればそこに自然と湧く性への本能！これは相手なくしてどうすることも出来ない痛切な問題である。このはけ口をどこに求め如何にして解決して行つたかは？

白川郷 (二)

屋島にせよ俱利伽羅にせよ平家一門が戦に破れて逃れたという地は四国、九州は勿論各地に散在するが、都下西多摩の檜原にもそれと同様のものがある。そして大体平家の落人でその末孫という者はいづれも平家らしき容貌をそなへ、如何にも貴公子然とした風格がうかがわれ

る。

ここ白川郷の大家族もその例にもれず、どう見たところで平家の末孫だと思われる節々が誠に多い。即ちその言葉使いといい、色の白さといい、五体のつくり特に顔形に至つては何ともいえずよさがある。野良着に姉様かぶりをしたあたり一目惚れせぬのが男の罪悪かも知れないし、男だつて絵に見る武士の様な美男が多い。而もそのうした美男美女が戸毎にみうけられては仮に本人の意志がどうであろうと、世間はこれを放つて置くわけはなくそこに色々と複雑な関係の生れくるのが又当然でもある。唯ここで注目すべきは大家族内部での性的関係は強い戒律があり、従つて一つ屋根での血族同志の関係は絶対に皆無とするも過言でない。又そうしたことの出来ぬ様寢室もおのずと別々で男寢室と女寢室の間には必ず家長夫婦の寢室があり、構造的にもどうにもならぬ仕掛となつておる。唯外部とその交際接触は全く自由で公然の秘密とされ、従つて年頃の娘は外来者を観迎し、年頃の男はどしどし外へ出かける。そして娘は夜な夜なしのび寄る外来者と結び、年頃の男は近隣の他家を訪ねて懇となる

のが普通である。ところで茲で、面白いことは、娘が外来者の子を産んだとしても家長は毛頭これをとがめず、然も幾人私生児を産んだ所でそれはすべて家長の責任に於て養育せねばならぬことになつてゐる。尤も外来者は一旦子供が出来たとすると後難をおそれて自然と訪れがうとくなり、勢い女は又新しい外来者を求める様になるので、子供の父親はその都度違つてくるのが当然である。

一方年頃の男は他家の娘に子供をつくつたとしても、これを自分の主家に入れることは堅く禁じられておるので他家の人々がこれを養育することになる。

要するに大家族が多ければ多だけ子供の出生が頻繁となり、大家族はますます膨張繁栄する結果となる。それにしてもこうしたつれない恋だとは知り乍ら、それ以上のことが自ら求め様として求められないところに秘めたる淋しさと悲しさがある。そして週に一度の公休日には管々として現金収入を得ることこれ努め、その得た現金によつて男は他家につくつた子供に、女は自らが生んだ子供に着物の一枚でも作つてやるのがせめても子に対する親

心かもしれない。

かくして彼等はうたかたにもにた短い快樂に浸りつゝ、日一日と若さを失つてゆく洵にあわれな生涯でもある。筆者はこの地に三年という歳月を過し乍ら、そうした据厓に一度もあやかることなく彼等を慰め得られなかつたことは今以て返すがえすも残念である。

白川郷 (三)

白川郷の人情風俗を述べる前に大家族の生活状態を少しく述べてみたい。

勿論大家族内の秩序は嚴たるものがあり家長自身が豊敷の家長室で命下するので一応の目安はあるとしても、野良や炊事仕事の細目になると家長自らが采配を振るものではなく家長の補助機関として野良仕事を監督するに欽頭、炊事仕事を司る者に鍋頭がある。

これ等の各頭は家長の方針に従い、夫々の担任を守り家族は黙々としてそれに従う丈である。唯、時を告げるのに樺板をカンカンと打りますがこれは家長の仕事の一つでもある。

次に主食は最近では輸送事情が良好になつたので概ね米飯に切換えたとは思はれるが筆者が在住の頃は矢張り古来通り、もつばらの稗食でこれも冷飯ともなるとお湯をかけ塩からい漬物でサラサラかけ込まない限り米飯の様なねばりさがなく箸にも棒にもかゝらないしろ物でその味も米飯の比ではない。

尤も海拔二〇〇〇米以上の寒冷地帯であるので古来より米作は殆んどなく稗の収穫によつて糊口を凌ぐのが関の山であつた。従つて一生米飯にありつくことがなく息を引きとるいまわのきわに生米を竹の筒に入れ米の音を聞かせて安樂往生をさせたという哀れな逸話さえ残つてゐる。

更に話は聊か鼻漏になるが特に奇異とするものに廁がある。朝食をすませていざ大勢の者が一度に用便することになると普通廁の一つや二つでは到底間に合うものでなく、考え出されたのが大廁である。それは家の片隅にデツカイ桶を地下に埋めその上に幾枚もの渡し板が並べである。勿論一人一人の仕切とか囲いと云うものは全くないのでその用便の姿は恰かも幾つかの雀が電線に止ま

つておる様な恰好で仮りに妙齡の婦人が先客にでもありとするなら如何な武骨男でも、一寸用便するの勇氣がなく、ためらはざるを得ない珍景である。

然しこれも生れ乍らの習慣である以上彼等は何の憶面もなく誰が入つてこようと平氣の平左で唄い乍らにして用を達している。

又食事にしても寢室にしても多数家族の同居生活であるので絶体に贅沢は許されぬが中でも寢室は三十畳もあろうかと思われる大広間の然も板の間に整然と二十人三十人が枕を並べて寝につく、さて明朝にもなると下敷である蓆を表にしてその中に蒲団を巻き恰も巻煎餅の如くにして室の片隅に並置する。従つてその巻煎餅の数を読むことによりこの家族は何人であるかと直ちに判明するものである。

右の様に男と女の大広間では男は男、女は女でザコ寝をする訳だが若し夫れ外来者などが娘と交渉が成立し夜中ひそかに女室を訪れる場合何番目の蒲団に彼女が休息しておるかをよく確めておかないと六十婆さんの床にでも入ろうものならそれは大醜態を演ずること必定であ

る。

以上は大家族の生活模様的一端であるが、こゝ白川郷は何にしても春から秋にかけての山影は洵によく特に夏は避暑地としても又別天地である。

人情はよし実に天下泰平の秘境であるが、愈々十一月ともなると音もなく降り積る雪は一夜にして丈余となり翌年の四月までは交通杜絶となる。こうなると猫の子一匹往来するではなく、雪にあげ、雪にくれる淋しい世界が幾月も続くことになる。

白川郷の冬は熊も人も冬眠の形だが夜な夜な炉端をかこみ渋茶をすゝり乍ら談笑する一族の姿は又何かしら吾々の想像もつかぬ楽しみがあるのかもしれない。

白川郷 (四)

白川郷を貫くに莊川がある。この川は後に射水川となり富山湾にそゞいでいる。

この流れ一帯は大家族制で有名であるが、実際の大家族制は明治末期頃に殆んどその跡を絶ち、昭和の始めに至つては僅かに二、三のものがその型態を持続するにす

ぎなかつた。

それにしてもこの川筋は各戸共五階の合掌建てで昔年の姿である。森の中にたゞ一戸ポツリと建つておるのも壮嚴だし、五六十戸の合掌建てが軒を並べて建つておるのも亦壯觀である。

何にしても十一月から翌年の四月までの間は雪の爲の合掌建ての一階で寝起きするのであるから如何に三十畳もあろうかと思ふ広い部屋でも四六時中そこにいることになるそれは狭いものかもしれない。従つて五月から十月までの間が真に彼等の活動期であり開放期で又、娯楽の季節ともなる。尤も娯楽といつても歌と踊りより外になく、就中、麦屋節、が最も有名で何につけても唄われる歌である。あの平家の落武者がありし日の飲樂を追つて夜な夜な歌つたと思われる、麦屋節、こそ激越な調子に寒に哀調を帯びた民謡でもあり酒と女のほしくなる歌でもある。

麦や菜種は二年で刈るが

麻は半年土用に刈る

という文句からみても、彼等の先祖は如何に里の情景を

思い出し、そして里恋しさの余情切々たるものがありしか
うかがわれる。

さて九月ともなると秋祭りであるが、この川筋の祭は、
上流の部落から遂次下流の部落へと移行する定めがあり、
祭の終るのは十一月の始めである。従つて九月より十一
月の始めまでは何処かの部落で祭が催されておるのでい
つでも祭にあやかることが出来る。

そこでこの祭りに二つの珍らしいことがある。その一
つは昔高山の代官所で官許を得たと言う神酒ドロクの醸
造である一石に満たない九斗九升九合であればそれは天
下御免とあり税務署も何も言わない、そして仮りに一部
落五戸しかなくとも祭中にこの九斗九升九合を飲み平げ
ねばならんという仕組となつておるので驚かざるを得な
い従つてお客観迎は勿論女、子供までがドロクを浴び
るように飲みその上旬は踊り狂うのであるから全く珍景
である。もう一つは部落によつて三ケ日の祭りのうち一
日だけが法律がない日がある。即ち人の娘も娘も人の且
那も若い衆も天下御免の振舞が出来る日であつて、思う
存分慾求が果されるところに面白みがある。これが平氣

で行われる事由は詳びらかでないが、筆者が考えるところ
に、この郷筋の娘乃至若い衆は結婚前は比較的別に氣
にすることなく自由に振舞い処女や童貞をやかましく言
わないが、一旦結婚したとなると、その女は夫だけを、
男は妻だけに限るかたい習慣があるので旧情を暖める意
味に於て一年に一度位はかゝる自由行為が認められたの
であろう？

現在はどうなつておるか知る由もないが筆者が在住の
頃ですら、尙旧踏依然たるものがあり、当夜の情景は筆
紙に尽し難いものがあつた。

いづれにしても食べることと、もう一つの本能に生き
甲斐を感じると思われるこのあたりの人々は洵に同情を
禁じ得ないものがある。男が三味線を弾き女が夢中で歌
い且つ踊る情景は亦ここでなければ見られない別世界で
もある。

白 川 郷 (五)

白川郷は日本一不便な所であるが、この白川郷の内
も、もう一つ不便であり孤独でさびしいところがある。

それは岐阜県と富山県の県境を流れる境川の最上流でくわしくいえば、加賀の白山の雪どけ水を直接汲みとることが出来る辺境の地、岐阜県は白川村加須良部落、一方富山県は、となみ村桂部落である。そしてこの両部落は僅か巾一〇米位の境川をへだて、双方とも丁度五戸づつ合計十戸の合掌建が並んでおるが、部落名は桂と加須良であるので、語呂の読みとり上、間違ひ易く、従つて一般には富山県の方を越中桂、岐阜県の方を飛弾加須良とよんでいる。

さてこの両部落は富山県側からは僅かに踏み分け道程度の通路があるが、岐阜県側からは直接道路がない。従つて岐阜県の加須良部落へ行くのには恰も三角の二辺を遠廻りせねばならない仕末である。

ここで偶々役署で農業土木の仕事があり、この加須良部落にも道路をつけるべく計画することゝなつたので、どうしても私が実地調査せねばならぬ破目に陥り、しかたなく現地へ出張することゝなつた。

早速白川村役場所在地まで行き、ガイドを備へ翌朝早々に出発したが、三角の二辺を行くよりも道のない一辺

を行くことが時間的労力的にも最上と思ひ、旁々血氣も手伝つて道のない三角の一辺を選んだわけだが、途中、三十貫もあらうと思ひ熊と出合い、或いは巨木に登つて方角を見定め、或は奇妙な鳥の声に寿命をちぢめる等、漸やく午後四時頃部落の紫煙を近くにながめた時は独りバンザイを叫んだものである。

とに角昼食も食はず道なき原始林を歩きつゞけること五里であるので、区長の家についた時は疲労その極に達し、何も喋ることすらいやになつた状態であつた。

唯この村では洋服を着た所謂、旦那といふものは、三年か五年に一度しか見たことがないといふので吾々が入村してみると、一体何をしてかすのか部落民は疑心暗鬼であり、いかにもげんそうな顔つきで吾々を見守るのであつた。

夕飯がすみ、いよいよ本来の仕事に取り掛らうとする、と、区長の曰く、折角おいでなすつたので今夜は是非話をしてくれといふ。それがたとへ社会情勢の話でも汽車電車の話でも何でもいゝから話を聞かせてくれと哀願するの、で別に講演に出向いた訳でもないがとに角区長の云い分

を聞き、夏の夜のふけるのも知らずいい気になつて話を聞かせてやつた。

そしていよいよ寝に就いたのであるがどうも布団の中には田舎にはありがちな赤馬（のみ）が数匹おる様と思われ、土産に持つて帰つては大変と、裸になつてみたところ、これはいやはや、数十数百とも思われるものが身体一面に吸血されるのでろくろく寝もやらす夜のふけると共に寒さも手伝つて一睡もせず明方を迎えた。

朝起きて区長と急ぎ打合せの上帰途につくべく玄関で地下足袋を履いておると突然私の前に妙令の美人が立つておるではないか、然も他所行きの風采である。区長の曰く、自分の娘で金沢でバーに勤めておるので金沢まで一諸に連れていつてくれ、と懇願され渋々？承諾してしまつた。

昨夜の、のみ、の総攻撃に比較して洵に皮肉な一場面ではある。

かくして金沢へ出る特別の用務もないのだがそれをやりとげたあたり何かの因果かもしれない。

あゝ白川郷は何としても思い出の多いところであり、

なつかしの地である。然し今はどの様に変つたか？知る由もない。

以上をもつて一応白川郷を終結したいと思ふが、人情や風俗の事などまだまだ書き度いことは際限ない。然しそれは又の機会に譲ることにする。



環 流 其ノ一

植物ほど環境に鋭敏なものはない。仮りに二千メートルにはえる植物を下界へ持つて来ても決して成長しないし又同じ平地でも湿地帯の植物を乾地へ植ては育つものでもない而かも植物は云うこともなく聞くこともなくして唯自然の法則に従つて各々その適地に根をおろし繁生して行く、それにしても高山植物の如きは僅かに一年の内十五日か廿日の短期間に芽を出し花を開きそして枯れて行くものもあるがその場所が岩場はおるか万年雪の霰がしたたり落ちる日蔭で尙可憐な花を付けておるのを見るとなんとなく敬けんな念が湧いてくる、それが種属の繁栄と生えの執着とでも云うものか人として学ぶべきものがある！

環 流 其ノ二

組合はみんなの組合であつて特定の人の為の組合でない。唯当組合の如き直接各自の利害に關係のうすい組合程、すべての案件は理事者まかせとなり従つて組合員と

理事者が隔離するうらみなきにしもあらずである。

尤も組合の直接の運営は理事者にあるので一から十までこれを組合員に相談することはどうかと思ひが、それだけに理事者は組合員を代表するものとしてそこに聊かの私心があつてはならない。

若しそれ自信過剰という様なものが独善と結びつくことがあるとしたらそれは大いに反省を必要とし苟くも組合は特定の人により「どうにでもなる」という様な了簡は言うべきでもなく又持つべきでもない。

環 流 其ノ三

通信紙の文責を心配する向があるやに聞き及ぶので編輯者として一言したい。

それは組合にも理事者にも何等の相談がないものを掲出してどうして組合や理事者に責任があるのか？それは当然編輯者であり発行人である筆者に文責があるのは当然である。

それにしても人をよく書くといふことがけしからんと云うらしいが右を左と書き或は黒を白と書いたなら筆者として責任は十分あるとしても白を白と書いて何処に悪いところがある。筆者はむしろこれを以て本人を激励し他面反省の資料を与えることが出来るものとふかく確信する次才である。唯世の中の人は人をほめると言うことが自分かけなされる様に錯誤し又何か負けた様な気になつて色々の宣伝をする者があるがこれは考え直すべきことである。

昔高杉晋作は

祖神開闢二千年

億万の生靈散つて煙となる

愚者英雄ともに白骨

まことに浮世は値三銭

と虚無の思想をうたつたが吾々もすべからずこの雄大な而も遠視の思想を少しでもならいたいものと思う。人をほめることがやがては自分がほめられる番がくることを忘れることなくせうムキになつてとやかく言うべきでない。

環 流 其ノ四

昔から不言実行という言葉がある。これは言うまでもなく、言はずして実行に移すことである。然るに方今では、言うことは正論めいているがいざ実行に移すことになるとその構想とか手段方法等、所謂思想を文章として表現することすら出来ない。これは理窟をはく人に限り特に多い様な気がする。結局食乞の「おかゆ」となるわけである。序でだから説明するが乞食のおかゆは湯（言う）許りで中味が無いことを意味するもので理窟許り云うて実行の伴はない人をさすのである。

とに角我々は正論をはく一面その実行力を持ちたいものである。

環 流 其ノ五

業界一本化は洵に望ましいし又実現を希望する。然しこの業界は従来群雄割拠で悪くいえばドングリの背くらべでもある。それが馬は馬、牛は牛で本当の同志が集るのなら自然の姿が大義名分がどうかと思ひ、かたまり

では単なる頭角争いにすぎず、凡そ意味のないものである。

望むらくは大物出現によつて業界の一本化を熱望して止まない。

環 流 其ノ六

商売は至つて上手で所謂金儲けは万点である人が実際の会計の事になると、会計そのものゝ事務が分らない人が洵に多い。例えばバランスシートを一目みて、この店は幾干の損益があるかどうかを見分ける御仁は先づ何人あるうか。要するに会社任せよ個人任せよ運営の根本は会計にあるので常に生きた会計を把握することが最も必要である。

そして萬一、その筋から踏み込まれる様な場合があつたとしても、決してうるたえることなく生きた会計帳簿によつて堂々と説明が出来る様常時心掛けばならない。そして計理士を頼むことも良いが本当の会計を把握せんとせば自らがその衝に当ることとその実体をつかむことが必要である。どんぶり勘定乃至大福帳は遠く明治の時

代となつた。

環 流 其ノ七

神でない以上、人には間違いはあり、商売人ならずとも誰もがより多く儲けたいのは人情である。

然し乍らその間違いが善意からこないものとしたら社会より指弾を受け事の次才によつては司直の手をわずらわすことさえある。

又儲けることは儲けてもそこに不当不純があるとしたら、これ又世間から指弾を受け、場合によつては司直の手をわずらわすのは当然の帰結である。

聞くところによると当組合員の中に最近かゝる指弾を受け或は司直の手を煩わしつゝあるやを耳にするが洵に遺憾千万である。特にそれが組合員を代表する理事者の中に該当者があると聞き今更乍ら驚かざるを得ない。

若し巷間に伝へらるゝが如き事実ありとせば此際理事者を退いても事の黒白を表明し、且つ善処すべきではなかるうか。

環 流 其ノ八

昔から人のあげ足をとるといふことはよく言われるがこれは要するに人の弱点につけこんでやる仕業であり、つけこまれる側からすれば弱り目に祟り目でまことに不利である。

若しそれ自分自身が薬をもつかみたい様な境遇にたち至つた場合を想像するとき、そうした弱り目の人に対しては、聊かなりとも同情の念を持つてやるべきが当然である。

人である以上特定人に対しある程度の憎しみを持つことはあるとしてもそれを以て直ちに弱り目に祟り目の人に憎しみを表わすとは卑怯も甚しく良識とは言ひ難い。

環 流 其ノ九

この組合の当初の出發は単なる懇親会で、云ふならば飲み食い会或は旅行会にすぎなかつたかもしれない、筆者が知つている範囲でもそれと大差なかつた様に思われる。

そうした観点から入会に就いても組合員の紹介を必要とし理事会でこれを認めぬ限り組合員に加入することが出来なかつた様である。然し最近の組合の在り方考え方は誰云ふことなく相当に変つてきている。

即ち単なる懇親会より更に延長して職域の団体を強く意識する様になつてきた。

いふなれば食ふことや旅行の会も大事だがもつと至上の職域の切磋とか助け合いとかが必要となつてきたからである。最近の新規入会は正規の業者である以上大いに歓迎するという具合で、人によつて、より好みしないところが従来の組合と聊か變つている。そして一旦加入すればみんなが兄弟同然、すべての面倒をみるのが当然である。たとえそこに若干の個人的或は内部的に落度があつたとしてもそれを盾に攻めるべきでもなく又律すべきでもない。

要は攻めたり律す前に組合員同志で切磋し善導することこそ真の組合の使命でなければならぬ。

環 流 其ノ十

幹旋調書が吾々の希望に叶い三月二十六日の衆議院本会議に於てとうとう「提出副度廃止」となつたことは同慶に堪えない。

然しこれが反対運動に當つて当組合でも一、二の者が何を迷つたか皆が出した所謂千円の拠出金を出すことを拒み組合も亦これを強制することが出来ず今日に至つた。

ところで反対の運動が効を奏した今日になると千円を拠出したかつた者の顔むけやいづこにありやと疑はざるを得ない状態である。

とに角吾々は志を同じゆうする団体につき、たとえ一人といえども反旗的な考へ方を持つことは許し難いので今後は厳につつしみ一致協力の実をあげることにしたいものである。

環 流 其ノ十一

支部における理事の数は規定才十條に依り八名以上となつておる。これに理事格の支部長及び副支部長を加えれば十名以上になる。今これを支部員総数四十七名（切上げ五十名とせんか）ににらみ合せると支部員五名につき理事一名の割合である。尤も理事とは唯の美名でその実小使いに等しく自己がその衝にあつて始めて経験するものであるがそれでも自己地域に前記定員数の理事が充足しておらないとすると或は機会均等の意味からも不服のむきなきにもあらずである。当支部の東部中部及び西部地区は概ね支部員数に対し理事の数は適正であるが、稲城地区については支部員数十名に対し一名の理事しか現在しむる手結局一名補充を要することとなるが、これは規定才十七條により、支部会で審議を要するものと思ふ。こうした一寸したことが基因してかくれたる紛争が起らないとも限らないのでこの際大方の諸見を伺うこととしたい。

環流 其ノ十二

不景気だ、仕事がない、ついにからぬことをする。それが不動産業者の代名詞であるが如く、尤も東京都だけでも吾々正規の業者が一万以上もあるのだから若干くずの出るのは当然で、百人が百人完璧とはいいがたいのはどの社会でも通用することである。

それが特に不動産業のみに強く当る所以のものは、従来のやり方に大きな欠陥があり目から鼻へ抜ける様な実績があつたからにほかならない。

現在の正規業者なら決して、指弾を受ける様なことはないと考えが、ごく一部の者がもぐり業者と取りくんで萬に一つの悪を働くことが不動産業者全般の悪評となることがはまことに遺憾である。

然し、こゝ当分は何と弁明しようと依然不動産業者は悪評をこりむることは、必定で各自のたゆまなき自律自戒と信義誠実の業務を遂行することによりやがては遠からず霧の如く消えこの悪評も耳にすることはなくなるであらう。その時こそ吾々の天下であり吾々が真の紳士と

なるときである。

一口随想 其ノ一

文彦は農林学校を卒業すると直ちに自分の町にある山の役所に就職した。一年位は事務の見習いをしておつたが今度は現場の仕事を修得しなければならぬと云ふので、二年目には人里を八キロも離れた山中の一軒家に勤務することとなつた。尤も山中の一軒家といつても、その建物の中には部下四人が同居しており、事務所の廻りには炭焼き凡そ百二十人と袖夫等六十人も点宿しておるので日中は差程さびしいとも思はなかつた。そして時には炭焼き小屋を巡回したり、袖夫とドブロクをのんだりして呑気に日を過すことが多かつた。丁度六月の定時打合せ会があり四キロほど下流の下の事務所まで行きその帰り道のことである梅雨模様の日暮れどきであり、急に気温が下つた勢か深いモヤとなり、三尺さきも見えかねぬ状態である、こんな中を一人で前方をみつめ乍ら森の中の森林鉄道を歩くのだから心細いこと限りなく、それに名も知らぬ鳥が時々へんな声を出して鳴くので尙更淋し

い。大きなカーブを廻つたときのことである、突然線路端の木の株に蓑を着た人夫が腰をかけて頭をたれているではないか。それがモヤを通して正に人間である、気持ち悪げに即座に、今晚は！と声をかけたが何の返事もない、引続いてもう一度又今晚は！と声高らかに叫んだが更らに無言だ、文彦はこれはどうも変だと思ふとたん脊筋のあたりに冷い汗の流れるのを、そして髪の毛が一本一本よだつのを覚えた。

文彦はもう駄目だと思ひ後をふり返るひまもなく事務所まで息せき切つて帰つた。

その晩は今あつた事情を下僚に伝えることなく休んだが、その翌日夕べの人夫が腰かけておつた丁度その場所でトロッコが脱線し四国から来ていた国金という人夫が材木の下敷きとなつて殉職してしまつた。その殉職と夕べの返事をしなかつた人間？とが何か関係がありそうではない。

文彦は四〇年も前の出来ごとを今以て走馬燈の様に考え続けるのであつた。

一口隨想 其ノ二

文彦は今度は山の砂防現場を受持つこととなつた。山の砂防とは端的にいふと崩壊した山肌に石垣をつみ、そしていくつかの階段をもうけて急速に成長する樹木と地肌には芝などを一面に植え一兩年の短期間に赤禿の山を緑地化する仕事である。

勿論現場は人里を離れているので仕事には村落よりの通勤はゆるし難く、いきおい山小屋生活を余義なくせしめられる。

尤も山小屋といつても唯雨露をしのぐ程度のものでおそまつな仮設住宅であり殊に食物は米の飯こそあれ、一汁一菜で海魚などほしくてもなく、いきおい谷川の岩魚をとるより外に道がない。それでも文彦は焼岩魚のあの淡泊な味に醤油をかけて食べるのが何よりの好物であるので不幸中の幸といふべきである。

それで日中は人夫の一名を岩魚とりに専従せしめ、いつでも小屋には四、五十の焼岩魚が屋根裏にさして貯蔵しある仕末である。夕飯も済みもう八時にもなると、人

夫の殆んどは寝につき、たゞ一、二名の者が暗いランプの灯で表紙の破れた古雑誌を読みつゞける風景が見受けられる。

と……

その時である小屋の屋根をズズンと何者かが歩く様な気配がしたと思ふとカサカサと屋根裏から毛の生えた手が出たではないか？それがランプの光越に見てまさしく獣の手である。そして屋根裏にさしてある岩魚をとらうとするではないか。

文彦はびつくりとも何ともつかぬ気持ちになり、コラツ、と大喝一声した。

すると又屋根の上をズズンと音がして何ものかが逃げ去つた。勿論その正体が何であるかは不明であるが、翌晩も翌々晩も同じ様な襲来があるので文彦はとうとうたまりかね或晩襲来をたしかめ、間に鉄砲を一発ぶちたなした。勿論実弾をこめてであるそれはたしかに手ごたえがあつたので翌朝屋根の上を調べて見ると、二十キロもあらうかと思ふ一匹猿が血にまみれて死んでいた。その日は猿の肉を御馳走になつたが余りうまいものでなく、流石の人夫達も顔を見合せて食べていた。

一口随想 其ノ三

文彦は奥飛弾で三つの冬を過した。

奥飛弾の冬は実に長い。即ち十一月の中頃から降りしきる雪は一夜にして三尺五尺と積り、それがみるみる丈余に達する。そして翌年の四月中頃まで消えない。これがため人も車も交通止めとなり、しばし社会と没交渉となる。

でもいよいよ冬ごもりをする十一月の半頃には、仮に二人世帯としても米三俵、玉子二百個、キャベツ二十貫塩鮭五本等々約六ヶ月の生活必需品を一度に購入するので、先づお正月頃までは豪勢な生活である。然しこれが残り少くなる三月頃には聊か寂寥をおぼえ、又その反面もう一ヶ月もすれば長い長い冬から解放され黒い土をふみしめられる楽しみもある。

こりした気分は奥飛弾に住む者でなければ味わえぬ味と言えるかもしれない。

尤も冬になると外業は出来ないので夏山の事務的な仕事を整理すればあとは全然仕事がなく、明けくれスキ

に乗つて方々へ出廻るのが仕事である。

あの福井、石川、岐阜の県境のあたりは夏山はとても、熊と笹が多くなんとしてもいけぬ所だが、一たん冬になると悠々、スキーで散歩が出来、夏山で一日かゝるところが假に三時間位でいつてこられ、しかもそれが、エゾ松やトド松に霧氷が美しくついた尾根をすべるのであるからその楽しみはこゝ奥飛弾でなければ又味わえぬ醍醐味である。

飛弾の奥にある山の役所は春、夏、秋もよいが冬も又決して悪くない。

一口随想 其ノ四

何もお愛想のない叔母の家へ行くよりも秋の野山へ行くと昔からの諺がある。その通り秋の野山は実に味覚の宝庫である。

栗あり、あけびあり、山ぶどう、しらふじ、松茸、きのこ等々山野至る処に舌つつみを打つ味覚の何かしらがある。

或秋の夕方のことである。部下のSという男がこんな

きのこがたくさん生えているので少々取つてきたと私の前に無雑作に差出した。

みればきのこは十枚ばかりだが裏のひだがきれており古老の云い伝えにも裏のひだが縦に切れておれば毒茸でないということを思い、一同夕飯に食べてみようと思ひが一決した。そして早速おみおつけにして四人で食べてみるとコリコリとして歯切れが良く仲々美味しいので二杯三杯食つた人もあり明晩もとつてこようと約束した。

ところが食つてから一時間もしないうちにいい合わしたように皆がお腹が痛いといひ出しそのうち、あげる、下すの大騒ぎで一晩一睡もせず死ぬ思ひをした。よく調べて見るとこの茸は月夜茸といひ、暗いところでは燐光を発する有毒茸と判り、一同一命を失わなかつたことを不幸中の幸いと喜んだ。

秋の野山は楽園で然も味覚の宝庫ではあるが時にこうした失敗があり、それが今以つての思い出の種となつてゐる。

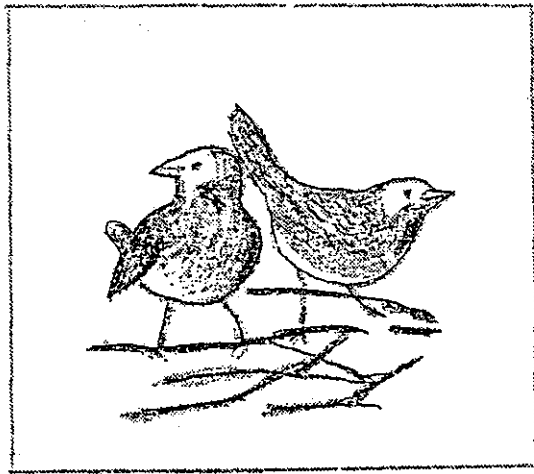
一口隨想 其ノ五

鎮守の森といえは大体杉の木が想像せられる事実
杉の木は常緑で長命し大木となるので、神籬を保つ上か
ら昔から鎮守の森には杉の木が植えられたものである。

ところで地元大國魂神社の神域にある杉の木は樹令の
如何にかゝわらずすべて立ち枯れして、いささかどころ
が大いに、神籬さを欠いている、むしろ櫛の大木が落葉
こそすれ同社の神域にはふさわしい感じさえする。然ら
ば二百年も三百年も長命したあの杉の木がどうして、一
木も残さず見事立ち枯れたのであるか、一般の人は割
合に無関心である。

筆者はある日つぶさに立ち枯れの状態を調査して見た
がこれは特に杉を好む木喰虫が樹皮と木質部の間にくい
入り、樹液を吸い取つたからで、今少し立ち枯れが少数
の内にこの被害木を切つて皮はぎし、それを焼却すると
きはいきおい害虫の駆除となり斯くも漫延しなかつたと
思うが何さま神木のこととて容易に伐採もせず放任して
おいたのが遂に全木に亘つて被害が漫延したもので表に

惜しいとも何んとも言ひ難いものがある。



女

雜

編

筆
者

高

野

豐

次

府中市長と理事會懇談

(昭和四〇年)

一月三十日午前九時より府中市役所市長室に於て矢部市長と組合側から、山村理事長、辻、榎時、高野、各理事出席の如き懇談をした。

即ち山村理事長より従来の組合並びに今後の組合のあり方等につき説明を行い、今後益々品位の向上と信義誠実を以て業務遂責の覚悟である旨を開陳、従つて市に於ても今後用地等買収の場合には是非とも当組合を利用願いたき旨申出に対し、矢部市長の曰く、かゝる機関を利用すべきが当然のことで、自分としての信条でもあるので従来はともかくとして改めて要望書を市当局に提出してほしいとの要望あり、その他種々懇談の上午前十時辞去した。

組合より市長に書翰

昭和四〇年二月五日付理事長名を以て府中矢部市長に對し次の書翰を提出した。

拝啓 春寒の候益々御清栄お慶び申し上げます。

扱て弊組合こと設立以来僅かに三年の歳月経ただけであります。が今や府中稲城所在の正規登録業者三十八名を擁する有力団体と相成りました。

然かも本組合は今次取引業法改正に依り来る四月一日より社団法人宅地建物取引業協会の傘下に移行加入することゝ相成り一方、従来の登録制が免許制に切換えらるるなど今や社会的経済的にも重要視される時が参りました。

もとより組合員と致しましてはこれが変転する諸情勢に対処する為従来以上に品位の向上と信義誠実の實を挙ぐることに努力し、常に切磋、琢磨、聊かの過誤なきを期し精進致しておる次才で御座います。

就きましては今後に於て御市が直接不動産を売買相成る場合、又は工場団地等誘致による御市間接斡旋等の場合も少からず存じますのでその節は多少に拘らず是非共弊方に御用仰せ付け賜る様願ひ度く従来の経緯も有之かと存じますが何分の御配慮を賜われればこの上もない幸と存じます。

先は右当用具申まで申上げます。

敬 具

昭和四十年二月五日

春季懇親旅行記（昭和四〇年）

三月二十四日午前八時、春雨の中を大國魂神社に集合、総員四十九名の内九名は電車等利用に依り結局貸切バスに乗車したものは四十名である。途中箱根、伊豆スカイラインも天候の関係で恰も雲の中を行く如く、何の風情をめでるでなく午後五時無事蘆台寺彌五平旅館に到着した。一風呂あびたのち先着者と落合い、いよいよ晚餐に入る。

先づ加藤武、辻金吾両幹事の司会に山村理事長の挨拶次いで前理事長栗山氏の祝辞あり、来賓代表として八千代信用金庫宮田支店長の挨拶後宴に入る。ビールよし酒よしで飲むことさかん。例により調子はすれの美声？女人はだしの歌手も出て近年まれにみる盛況であつた。特にのど自慢で三ツ鐘をならしたといふ、金子商事の金子氏の如き全く聴衆を魅了し評判は万点であつた。

聊か酩酊のさめたる頃、宴をとお別れ席を改め一同で

影絵など観賞した。六十の坂を越した筆者にとつては何の甲斐もないが多感の客にとつては大変のことと推察し何か罪悪でもおかした様な感さえないでもなかつたが、一同の満足感を見るに至つて先づ成功と思つた。夜の更けると共にある者はゆき、ある者は走るなどして仏法僧にも似た活躍があつたらしいがそれは関知の限りではない。

翌朝は午前九時、珍味の朝食に朝酒さへ出て和氣藹々裡に再び貸切バスの人となる。

松崎、修繕寺等を経て延々突に四〇〇〇の行程を走破し一同無事午後六時帰着した。

因にこの懇親旅行に際し、紀ノ国屋とえびすやより祝電を頂いたが更に次の通り各方面より寄附を頂戴したので茲で改めて披露する。尚決算は若干経費の不足を来し、たが加藤氏の再寄附により収支トントンとなつた事を報告する。

たま土地殿二七〇〇〇円　ダイワ不動産殿二〇〇〇〇円
高野不動産殿二〇〇〇〇円　えびすや殿一〇〇〇〇円
八広不動産殿一〇〇〇〇円　守屋商会殿

一〇、〇〇〇円 田中商事殿一〇、〇〇〇円 共栄商事
殿一〇、〇〇〇円 ぼていや殿三〇〇〇円 富士不動
産殿三〇〇〇円 丸善殿三〇〇〇円 八千代信用金
庫殿一〇、〇〇〇円 週刊新聞・住宅新報殿各金一封

秋季懇親旅行記（昭和四〇年）

十月十九日朝八時、大國魂神社に集合した一行は実に六十六名、カクタスの大型バス一台に乗切れぬ盛況で、五名許りは家用車で出発することとした。出発は八時をやく過ぎたがバスは川越街道より所沢、次いで大宮を経て一路岩槻街道を突走る。

車内はとても賑やかで特にガイドさんの説明は博学でなかなかおもしろい。石橋で昼食後、今市を経て日光街道に入る。最近営業を開始した才二いろは坂を上ることしばし、あたりは未だ紅葉には早いが然しヌルデ、ウルシの類は血を染めた如く、一方緑のカラ松林には白樺の葉がみかん色に映えてそのコントラストは実に絵を見るよりも鮮かである。

中禅寺湖畔をUターンして、華嚴の滝を觀瀑、今度は旧いろは坂を下る。カーブの一つ一つにいろは四十八文字が記載してあるが、なかなかの急坂、急カーブで補助イスにでもしがみついておらぬと倒れそうである。

時間の都合で、東照宮の参拝を断念し、再び今市にもどり、鬼怒川を経て午後四時過ようやく川治温泉、東山閣に安着した。

一風呂あびたのち、午後六時より宴が始る先づ加藤武氏の司会により、山村支部長の挨拶、栗山前理事長の祝辞、つゞいて来賓として、八千代信用金庫、宮田支店長の挨拶あり、調布恵三不動産加藤政五郎氏の本会を離脱するの言葉などがあつて、直ちに酒宴に入る。

美妓あり、酒あり、ビールありでいやが上にも宴会気分をもちたてたが、マイクの故障で歌い手の美声もすみずみにとどかず、聊か淋しかつた。こゝで一応宴をどち美女の踊りをみる。照明と五体の美しさにみとれる程に美女再三来りて衣を吾々の頭上深くかむせる。ある者は奇声を発してこれをうけ、ある者は蛙をふみつぶした様な格好にて喜ぶあり、年令の相違こそあれ、すべてを忘

却しての喜びある。ショーをとじたその後は、三三伍々集りて囲碁に興ずる者、美妓を抱えて再宴する者、あるいは野天風呂に興ずる者等、夜は更けたりといえども不夜城を呈した。

翌日は九時朝食、十時すぎ又バスの人となる。

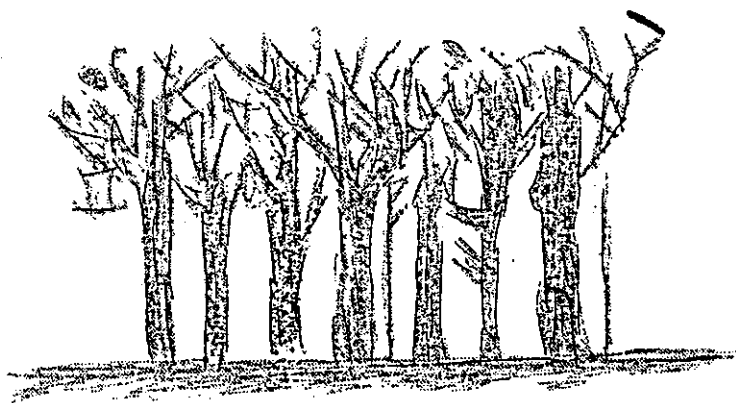
五十里湖をみて、大谷鯉音に至りこゝで昼食、採石場など見て、一路帰路につく。途中金子氏の長時間に亘る民謡の車内指導あり、一同ねむることなく終始賑やかにさわぎたてた。但し疲労のせいか急患二人が出たが、これ又医師の手当よろしく午後七時樺並木に帰着した。

かくして延々実に七百キロに亘る一泊二日の懇親旅行も愉快に無事終了した。

因みに本旅行につき特に、平井、辻両理事のお骨折りを感じ、合はせてこの催しに多大の寄附を下さつた左記商社各位に対し深甚の謝意を表してこの筆を擲く。

ダイワ不動産二万円 高野不動産一万円 たま土地
一万円 八広不動産一万円 えびすや不動産一万円
大邦大明不動産一万円 紀の国屋不動産一万円 朝
倉商事一万円 山岸不動産五千元 共栄商事五千元

恵三不動産五千元 八千代信用金庫五千元 守屋商
会三千元 住友銀行三千元 中島司法書士二千元



八 會員名簿(付)支部規定

(昭和四十一年一月現在)

役職	商号	代表者	店舗所在地	電話番号
支部長	(有)ダイワ商事不動産	山村 馬太郎	府中市清水方丘三〇二四	(61) 四三九一
副支部長	大丸 不動産	石黒 善彌	南多摩郡稻城町大丸一九六	(77) 六二一二
総務部長	(有) 共栄商事	辻 金吾	府中市清水方丘一〇五	(61) 七三五七二
経理部長	守屋 商会 府中店	榎ヶ崎 優	府中市宮町一〇二	(61) 九五四七八
指導部長	(株) びす屋不動産	結 城 等	府中市宮西町一〇三〇一	(61) 七三九五七〇八
指導部長	(株) 高野 不動産	高野 豊次	府中市本町一〇九	(61) 六四二四三九一
厚生部長	八 広 不動産	平 井 進二郎	府中市美好町三〇五〇一	(61) 二四二四九五七
理事	小林 不動産	小林 定吉	府中市紅葉丘一〇二〇一〇	(61) 四六四九
理事	三協商事不動産部	内山 一彦	府中市宮町二〇一六〇八	(61) 六三八四三一

役職	商号	代表者	店舗所在地	電話番号
監査員	丸ま土地	加藤武	府中市新宿八一三九	(61) 三四二七 三〇五八(自)
會員	岩崎不動産	岩崎雄次郎	府中市白糸台五〇二〇三	(61) 三六八九
〃	村野不動産	村野武雄	府中市白糸台一〇一五〇四	(61) 三〇一一
〃	旭商事不動産	福士勤	府中市多摩町一〇二三	(61) 九五五三
〃	和田商事	和田勇雄	府中市是政一七一五	(61) 五四三八 五二三八
〃	佛府中開発	吉野亥之太郎	府中市清水ガ丘一〇八〇三	(61) 八九九九
〃	森藤不動産商事	森藤綱治	府中市清水ガ丘一〇四〇一七	(61) 二九八八
〃	栗山商事不動産部	栗山新之助	府中市宮町一〇四〇一一	(61) 三四〇一 四六八〇
〃	府中不動産部	高橋耕徳	府中市宮町一〇三〇一	(62) 六九五四
〃	(有)多摩信用不動産	磯崎宗太郎	府中市宮西町一〇三	(61) 七八四六
〃	中屋商事不動産	望月薫	府中市宮西町一〇二二〇二	(62) 七二九三

会 員	(有)綾部 商会	綾部 文太郎	府中市宮西町二ノ二ノ一	(61)	二一〇
//	磯紀ノ国屋商事	加藤 友三郎	府中市本町一ノ二	(62)	五三五一ノ三
//	金子商事不動産	金子 重次	府中市幸町一ノ一ノ四	(61)	三八六八
//	大邦不動産支店	出口 吉美	府中市八八九三	(61)	九二四 一〇七〇 三五三
//	大和土地建物	加藤 嘉重	府中市美好町一ノ六	(61)	三一七四
//	善営業所	石川 秀一	府中市宮西町五ノ四	(61)	二三六五
//	ほてい屋不動産	小川 一雄	府中市本町一ノ三	(61)	八二三四
//	成立不動産	加藤 繁子	府中市宮町一ノ一四ノ二	(61)	九〇三九
//	日広商事	添木 広	府中市宮町一ノ三	(62)	六九二一
//	朝倉 商事	朝倉 静男	府中市南町四ノ一ノ一	(61)	六四七六
//	成吉不動産	成沢 辰雄	府中市片町二ノ二一ノ一四	(62)	七四一五二 四二一六二 (自)
//	丸山建築設計事務所	丸山 康夫	府中市住吉町一ノ四九	(61)	六四二六

役員	商号	代表者	店舗所在地	電話番号
会 員	山岸不動産	山岸正治	府中市美好町一〇三四〇四	(61) 七六六四
理 事	三愛不動産	川内萬久	府中市宮西町三〇一五〇一	(61) 九五八四
〃	武蔵野商事	小林幸光	府中市住吉町二〇二二	(61) 九四六九
〃	昭栄商事	金田昇	府中市住吉町四〇一〇	(61) 三一六〇
〃	嶺南進開発興業	芦川正吉	南多摩郡稲城町大丸一一八〇二	(61) 六二九四
〃	南末広土地	吉田光宏 (末吉)	南多摩郡稲城町大丸一一一五	(61)(61) 六二六六 (61)(61) 六二六六 (61)(61) 九一〇五 (自)
〃	富士不動産	立川たけの	南多摩郡稲城町大丸一一一八	(61) 九八三〇
〃	平和不動産	関谷千代	南多摩郡稲城町坂浜三〇七一	(77) 七一四二
〃	忍不動産	大貫彰子	南多摩郡稲城町東長沼一一三〇二〇	(77) 七二〇六
理 事	矢野口不動産	五島徹夫	南多摩郡稲城町矢野口三〇七	(77) 六二六八
会 員	光不動産	栗原常夫	南多摩郡稲城町矢野口六〇七	(77) 六六五三 六二五三 三三二 (自)

					顧問					會員
					守屋商會	都議會議員				辰巳不動產
					守屋信厚	小林茂一郎				角田清
					八王子市仲町一	府中市宮西町四ノ一五				南多摩郡稲城町矢野口五〇七
					(2) 〇〇 〇四 三二 三六	(61) 二一 三九			(77) 七三 四三	(77) 六三 四五

(付)東京都宅地建物取引業協会支部規定

才一章 総 則

(名 称)

才 一 条 この支部は東京都宅地建物取引業協会府中支部と称する。

(事 務 所)

才 二 条 この支部は事務所を府中市清水が丘三丁目二四番地に置く。

(規定の改廃)

才 三 条 この支部規定の改廃は東京都宅地建物取引業協会(以下本部という)理事会の承認を得なければならぬ。

(目的及び事業)

才 四 条 この会は本部定款(以下定款という)才二条に規定する目的を達成するため本部が行う同才三条の事業を推進し、且つ本部運営に関する連絡並びにその活動を遂行することを目的とする。

才二章 会 員

(会員の資格)

才 五 条 この支部の会員は支部地区内に事務所を有する宅地建物取引業法に依り免許(登録)を受けた宅地建物取引業者とする。

(入 会)

才 六 条 この支部の会員になろうとする者は所定の入会申込書に入会金及び会費を添えて、定款才六条の手続きを経なければならない。

(会 費)

才 七 条 この支部の会費は本部会費を含め月額七〇〇円とする。

但し、納入した入会金及び会費は返還しない。

(入 退 会)

才 八 条 会員の入会は正当な理由がない限り、これを拒むことができない。

2. 会員は定款才十二条に従い、次の場合には

退会したものとみなす。

一、会員が退会の申出をしたとき

二、会員が死亡したとき

三、会員が才五条の資格を失したとき

四、会費を六ヶ月以上滞納したとき

(除名申請)

才九条 会員が次の各号の一に該当したときは、支

部はその理由書を本部に提出除名を申請し

なければならぬ。

一、この会の名誉を毀損したとき

二、この会の目的に反した行動をしたとき

三、禁錮刑以上の刑に処せられたとき

才三章 役員

(役員の種類及び数)

才十条 この支部に次の役員をおき、その任期は二

年とする。

但し、再仕を妨げない。

支 部 長 一名

副 支 部 長 一名

理 事 八名以上

監 査 一名

(役員の選任)

才十一条 支部長はこの支部に所属する本部理事のう

ちから選任し、副支部長、支部理事、監査

は支部会員のうちから選任する。

(理事の推薦)

才十二条 本部分款に規定する理事は同施行細則才七

条に従い、支部会員のうちから推薦する。

(役員職務及び権限)

才十三条 支部長は支部を代表し、支部の業務を総理

する。

2. 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故ある

ときはあらかじめ定められた順位によりこれを

代行する。

3. 支部理事は支部運営の執行を掌る。

4. 監査は民法才五十九条に規定する職務を行い、毎会計年度終了后一ヶ月以内はその支部の監査結果を本部に報告しなければならぬ。

5. 監査は支部の各会議に出席し発言し得るも議決権を有しない。

才四章 会 議

(会議の種類)

才十四条 支部の会議は支部会及び理事会の二種とする。

(支部会)

才十五条 支部会は通常支部会及び臨時支部会の二種とし、支部の会員を以つて組織する。

(支部会の開催)

才十六条 通常支部会は毎年一回四月に開催し、臨時

支部会は理事が開催の必要を認めるとき、

若しくは支部会員の $\frac{1}{3}$ 以上及び本部か

ら会議の目的たる事項を示して開催の請求

があつたとき、又、民法才五十九条の規定に基いて監査が開催の必要を認めるときに開催する。

(支部会の決議事項)

才十七条 次の事項については支部会の決議を経なければならぬ。

一、支部事業計画の承認に関する事項

二、支部予算及び決算に関する事項

三、本部理事候補者の選出

四、支部役員を選任及び解任

2. その他支部会の運営は本部定款才二十四条、才二十五条、才二十六条、才二十七条の規定に準じてこれを行う。

(理事会)

才十八条 理事会は支部長、副支部長及び理事を以つて構成し、必要に応じ支部長随時之を開催する。

(理事会の決議事項)

才十九条 理事会はこの規定に別に定めるもののほか

次の事項を決議する。

一、事業の執行に関する事項

二、財産の管理に関する事項

三、本部より付託された事項

四、支部総会に提出する議案の審議決定

五、その他業務運営上必要な事項

2. 理事会の運営は本部定款才二十九条の規定に準じてこれを行う。

才五章 部 門

(部 制)

才二十条 支部は才四条の目的達成のため次の部門を置くことができる。

- ① 総務部
- ② 企画部
- ③ 経理部
- ④ 法務部
- ⑤ 組織部
- ⑥ 出版報道部
- ⑦ 指導部
- ⑧ 調査部
- ⑨ 調停防犯部
- ⑩ 厚生部
- ⑪ 公正取引部
- ⑫ 分譲建売部

2. 各部の業務分担は、本部施行細則に準ずる。

才六章 資産及び会計

(会計年度)

才二十一条 この支部の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

(経費の支弁)

才二十二条 この支部の経費は、本部交付金、寄付金、その他の収入により支出する。

(本部会費の納入)

才二十三条 この支部は、本部会費を四月、七月、十月、一月の四回に分納する。

才七章 雑 則

(報 告)

才二十四条 支部は次の事項のほか必要なる事項をすみやかに本部へ報告するものとする。

- 一、支部会員の變更
- 二、支部役員の変動
- 三、執行しようとする事業の概要
- 四、支部各会議の開催日程

(支部内規)

才二十五条 この規定にないもので業務執行上必要なも

のは理事会の決議を経て内規で定める。

附 則

一、昭和四十年度に限り会計年度は、この支部の設立さ
れた日から昭和四十一年三月三十一日までとする。

府中支部内規

- 一、 本支部の入会金は金壹万円也とし、支部会員の看板
及び徽章を貸与する。
- 二、 本支部会員を脱退し又は会員の資格を失つた者は即
時看板及徽章を支部に返還すること。
- 三、 右の場合納入した入会金及組合費は返還しない。
- 四、 本支部に顧問及相談役を置くことが出来る。
- 五、 本支部会員が死亡又は災害を受けた場合は理事会に
於て弔意、見舞等を決議し規定の金額を贈呈する。

(店主夫婦三〇〇〇円 両親、子供一〇〇〇円)

以上

